

令和5（2023）年度
自己点検・評価報告書

令和6（2024）年11月

東北芸術工科大学

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は「大学設立の宣言」に掲げる高い理想と志をもって、平成 4（1992）年の開学以来、日々教育研究活動に取り組んできた。「学校法人東北芸術工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 3 条において、法人の使命・目的を「日本文化の源流・東北の地で芸術的創造と人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の確立をめざし、世界の恒久平和に寄与する人材を育成することを目的とする」と定めている。

本学の使命・目的は「東北芸術工科大学学則」第 1 条及び「東北芸術工科大学大学院学則」第 1 条に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

この使命・目的を受け、教育目的を「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」と定め、「東北芸術工科大学公式ウェブサイト（以下「大学公式サイト」という）」（教育目的）及び「東北芸術工科大学学修・学生生活サイト（以下「学修・学生生活サイト」という）」（教育目的）にて明確に示している。

教育目的は、学生が身につけるべき 4 つの力（想像力・創造力・意志・社会性）をキーワード化し、簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

開学以来、常に建学の理念に立ち返り「芸術的創造と良心による科学技術の運用による新しい世界観の確立」の実現のため、これまで他の芸術・デザイン系大学には例を見ない様々な社会問題の発見とその解決に取り組んできた。今後加速する人口減少や高度に発展したデジタル化時代の到来等、変化が激しい時代において更なる発展を遂げるべく、今後を見据えた中期計画として「TUAD vision 2024」を策定している。

「TUAD vision 2024」では「目指すべき大学の将来像」を具体的に定め、教職員共通の行動指針として、次の【図 1-1-1】を掲げている。

【図 1-1-1】東北芸術工科大学のミッション・ビジョン・2024 年の将来像

建学の理念 ミッション	芸術的創造と良心による科学技術の運用により、新しい世界観の確立を目指す。
----------------	--------------------------------------



ビジョン ※「社会が評価していること」が ビジョン達成の尺度	不断の改革と差別化を追求する営みを続け、大学の本質(教育内容、取り組み)が十分に社会に訴求できた結果、地域になくはならない独自の世界観を持つ全国区の大学となる。
--------------------------------------	--



2024 年 学校法人東北芸術工科大学の将来像		
<p>＜教育について＞</p> <p>オンライン教育で世界の大学の授業が受けられる時代にあつて、山形の地に集まって学ぶ確固たる理由、ここに来なければ体験できないといわれる教育プログラムを確立し、複雑で変化の激しい今日の社会環境において「活躍できる人材」を輩出していると社会が評価する大学となっている。</p>	<p>＜地域貢献について＞</p> <p>地域の課題解決の当事者となり、教育・研究を通して地域の持続可能性を高め、地域にとって不可欠な存在であると、社会が評価する大学となっている。</p>	<p>＜法人経営について＞</p> <p>大学の教育、活動を戦略的にブランディングし、唯一無二のポジションを獲得することで、芸術大学に関する価値観を壊し、入学者の裾野を広げている。</p> <p>教職員の新人事制度(育成・評価・処遇)を整備し、教職員個々人の成長が大学の成長につながる組織が整備されている。</p> <p>財政面においては、不断の改革を支える財政投資と規律ある財政運営を両立させながら、財政基盤が強化されている。</p>

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的は、人類が抱える普遍的な課題の解決を目指すものであり、開学以来一貫している。一方、教育目的については、18歳人口の減少や大学・学部等の設置に関する抑制方針の撤廃といった大学を取り巻く環境変化及び学生の学修意識の変化に応じて、社会から求められる人材の輩出を念頭に見直しを行っている。

平成 24 (2012) 年度には法人部門及び教学部門による教育改革の検討を「東北芸術工科大学学長会 (以下「学長会」という)」及び「常任理事会」にて行い、教育目的に定める「学生の身につけるべき力ー想像力・創造力・意志・社会性」に連動する形で、学生に求められる 10 の能力要素を具体的に定めた。

令和元 (2019) 年度には、この能力要素と PROG (Progress Report On Generic Skills) テストの結果を紐づけ、4 年間の学びの達成度を可視化し、教育の成果を検証する仕組みを導入した。

加えて「TUAD vision 2024」では、本学が「教育の質で選ばれる大学」となるため、進路決定率 90%以上の維持と教育の質保証システムの確立及び公開の常態化を将来像として定めている。

開学以来、教育理念に掲げる「2つのソウゾウリョク（想像力・創造力）」と学びの特徴である「芸術思考とデザイン思考」を教育の軸として、社会が抱える様々な課題を見出し、解決できる学生を育成してきた。これらの力は、令和4（2022）年度から中等教育機関において全面実施された「探究型学習＝主体的・対話的で深い学び」で目指す力と大きく重なるものであると捉え、中学校や高等学校と連携した協働プロジェクトを推進している。

今後も、建学の理念の実現及び社会の急速な変化にも柔軟に対応できる人材を育成するため、「TUAD vision 2024」の実現に向けて取り組んでいく。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念に基づき社会動向の変化を踏まえ、使命・目的及び教育目的を明確に定めてきた。今後も社会から求められる大学であり続けるために、常に時代の潮流を見極めたうえで、建学の理念や使命・目的の実効性及び具体性については「理事会」で点検を行い、教育目的については「学長会」で迅速かつ継続的に検証を行う。

教育目的等を改定した際には、広報媒体に掲載する内容や表現方法について理解と信頼が得られるよう分かりやすく整理し、受験生や社会に対して表明していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

平成4（1992）年に起草された「大学設立の宣言」で謳われている使命・目的は、本学の設立に関わった山形県、山形市及び学校法人の共通理念として策定され、大学設置認可申請書において明示されたものである。教育目的については、社会動向の変化を踏まえつつ使命や目的と一貫性のあるものとするため、法人及び教学の両部門により検討を行っている。

新たに就任する役員に対しては、建学の理念及びその経緯についてまとめた「東北芸術工科大学生い立ちの記」「東北芸術工科大学の誓い」「芸術立国」の3冊子を熟読してもらい、理解と支持を得ている。教職員の募集に際しては、この3冊子を募集要項とともに提

供し、建学の理念への共感を応募資格として求めるとともに、新規採用教職員を対象とした研修時においても「大学設立の宣言文や本学が東北の地に設立された理由と果たすべき役割」について丁寧な説明を行い、理解を深めてもらっている。

法人役員を招いての入学式・卒業式では、毎回「大学設立の宣言」の朗読を行っており、役員及び評議員並びに教職員が建学の理念に基づいた使命・目的を再認識する場ともなっている。

1-2-② 学内外への周知

建学の理念である「大学設立の宣言」は、本館正面のエントランスホールに額装して掲げている。「大学公式サイト」(大学設立の宣言・理念)では「東北芸術工科大学生い立ちの記」「東北芸術工科大学の誓い」「藝術立国」をはじめ、入学式での「設立の宣言朗読(動画)」を公開し、本学の学生、役員及び教職員のみならず社会に対しての発信も積極的に行っている。

特に学生に対しては、入学を希望する段階から前述(基準項目 1-2-①)した 3 冊子及び「大学設立の宣言」が掲載された「東北芸術工科大学大学案内(以下「大学案内」という)」を配布し、本学の存在意義を示している。入学後においても「学修・学生生活サイト」上にて、教育目的及び三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を公表し、周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2 (2020) 年度に策定した「TUAD vision 2024」には、本学の使命・目的及び教育目的を実質化していくため、令和 6 (2024) 年度までの 5 年間で重点的に取り組むべき目標を明示している。

この建学の理念に基づくミッションとビジョンに連動する形で、教学部門では毎年度「学長方針」が示され、学長方針に沿って学部長等の所属長が「重点目標」を掲げている。学長方針及び所属重点目標は、毎年 4 月に開催する「教職員総会」にて教職員全員に共有され、各学科・コースの「教育計画」に反映させている。

事務部門では事務局長が示す年度「事務局目標」に沿って、各課が「事業計画」を策定している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、以下の三つのポリシーに反映させている。三つのポリシーの中でもディプロマ・ポリシーが基軸となっており、ディプロマ・ポリシーを達成するための具体的内容が、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに定められている。

ディプロマ・ポリシーには「藝術立国」を基本理念とし、本学の各学位プログラムの課程を修め、124 単位の単位取得と必修科目等の単位取得条件を満たしたうえで、教育目的に定める「人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を

克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材を育成する」と定めている。また、その実現のために身につけるべき力として「4つの力と10の能力要素」を明示している。

カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を修得することができるよう ①芸術・デザインを学ぶうえで基礎となる「全学共通科目」 ②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「全学共通専門科目」 ③大学で学ぶ意義や目的について考え、意見や考えを共有し、主体的な学修の実践に入っていくための下地をつくる「初年次教育」 ④講義と実習による基礎課程と実践的なPBL（Project Based Learning）演習を中心とした専門課程によって構成される「専門教育」 ⑤クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を目指す「藝術立国」を実現するための「進路教育」—について明示している。

アドミッション・ポリシーには「藝術立国」の理念実現に向けて、入学後に実践できる基本的素養として ①芸術やデザインに興味と熱意を持つ人 ②高等学校までの学習及び経験により培われた基本的な知識を持ち、主体的に学修できる人 ③社会に興味を持ち、仲間とともに切磋琢磨して成長できる人—と定めている。さらに学部及び大学院における入学選抜においては、それぞれの専門領域に即して多面的・総合的に評価するため、入学希望者に求める資質や能力をより具体的に提示したうえで実施している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

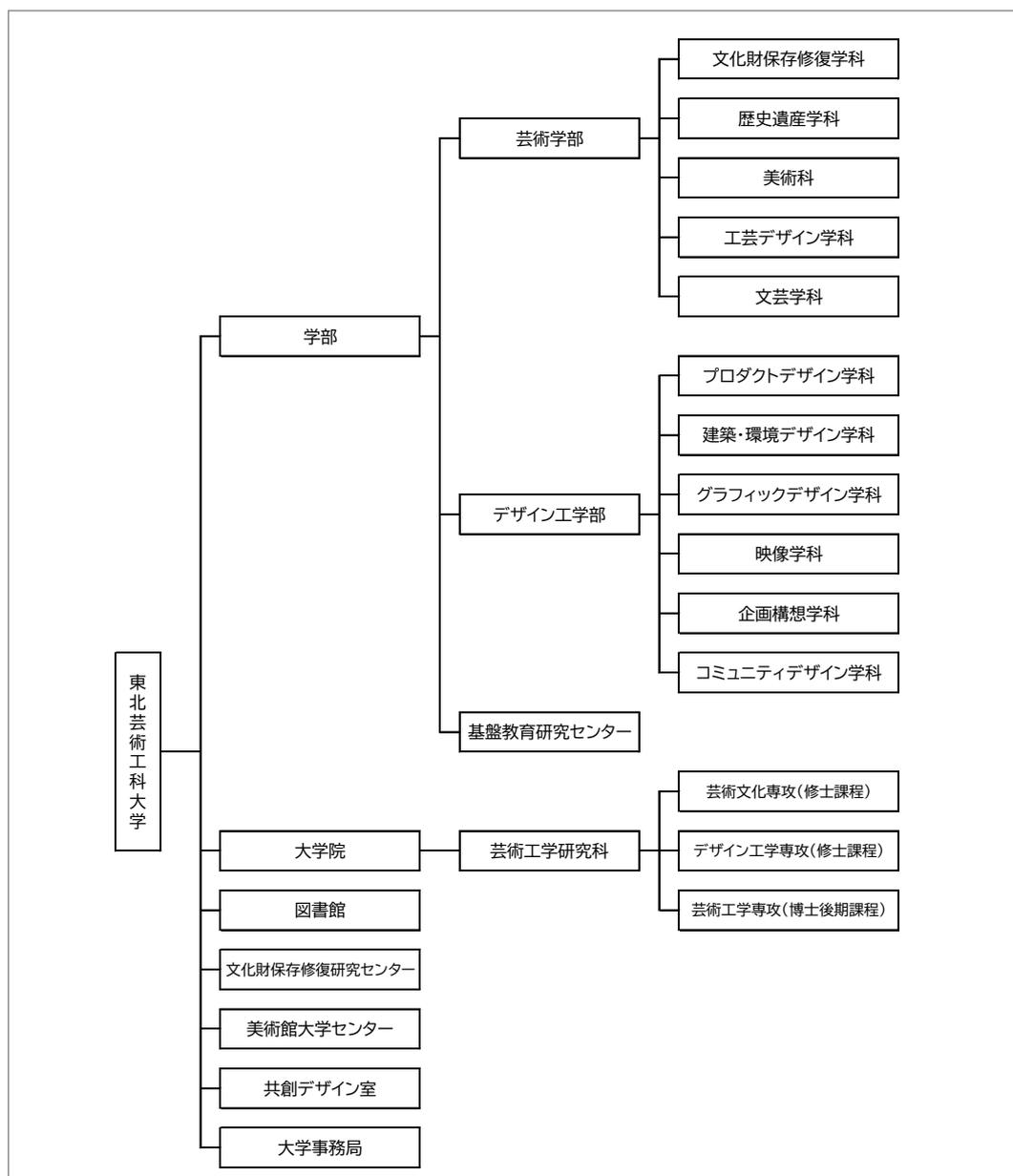
教育組織は「東北芸術工科大学学則」第1条に規定する目的を達成するため2学部11学科を設置し、「東北芸術工科大学大学院学則」第1条に規定する目的を達成するため1研究科を設置している。直近では令和5年度に芸術学部工芸デザイン学科を設置するなど、外部環境の変化や社会的な需要に応じた教育組織の改革を続けている。

一方、研究組織として「文化財保存修復研究センター」「美術館大学センター」「共創デザイン室」の3つの附置研究機関を設置している。附置研究機関はいずれも広く社会に開かれており、「芸術とデザインの力により、現代社会が抱える様々な課題を解決し、社会に貢献する」という建学の理念が根底にあることから、研究活動は学生の教育と密接に関係している。

文化財保存修復研究センターと芸術学部文化財保存修復学科・歴史遺産学科との連携においては、学生がセンターに寄せられた文化財や美術品の修復依頼に演習等を通して携わる機会があることや、センターが主催する数多くの課外活動に参加していることも大きな特長である。

なお、本学の教育研究組織図は、次の【図1-2-1】のとおりである。

【図 1-2-1】 教育研究組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的を実質化していくため令和元（2019）年に「TUAD vision 2024」を定め、全学的に取り組むべき指標を役員及び教職員で共有している。令和 6（2024）年度に向けて建学の理念に基づく「TUAD vision 2024」の達成状況の検証・評価を行うとともに、社会動向を踏まえながら必要に応じて具体的取り組みの見直しを行い、新たな中期計画を策定する。

【基準 1 の自己評価】

建学の理念、使命・目的及び教育目的は簡潔な文章で明示されており、本学の個性と特徴を適切に伝えている。役員及び教職員にも使命・目的を再認識する機会を積極的につくり

浸透させている。学生に対しては、入学前から建学の理念である「大学設立の宣言」(冊子)及び当該宣言文が掲載された大学案内を配布するとともに、入学式での宣言朗読を通じて周知を図っている。学外者に対しては、「大学公式サイト」を通じて公表するとともに、本館正面のエントランスホールには額装された「大学設立の宣言」を掲げるなど、情報発信を積極的に行っている。

使命・目的及び教育目的は、中長期計画策定の基本となっており、三つのポリシーに反映されている。学部・学科や研究機関等の教育研究組織も使命・目的及び教育目的との整合性をもって構成されている。組織全体としても法人部門と教学部門の連携が十分に図られており、適切に機能している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では建学の理念である「大学設立の宣言」及び教育目的を踏まえ、学部及び大学院のアドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針）を策定している。学部のアドミッション・ポリシーには、大学として求める学生像を示すとともに、学部別に入学希望者へ重視する資質を明示している（学科・コース別アドミッション・ポリシーについては、2023年3月に策定）。大学院においては、専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、入学希望者へ求める能力や資質を明示している。

アドミッション・ポリシーの周知にあたっては、入学希望者はもとより保護者、高等学校関係者及び社会に対して、「学生募集要項」「大学公式サイト」及び「受験生向けサイト」を通じて公表している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

○学部・学科の試験内容と評価方法

入学者の受入れについては、入学希望者がアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで自分の特性や得意科目で積極的にチャレンジできるよう、以下の入学試験を設定している。

総合型選抜入学試験 [専願体験型]

専願者を対象とした募集人員が一番多い入試であり、体験授業と面接・書類審査により合否判定を行っている。学科（コース）それぞれがアドミッション・ポリシーを踏まえた評価ポイントを設定して明示し、実際に大学での授業を模した体験授業への参加、面接及び書類審査を通して、個々の基礎学力や適性、意欲、姿勢、思考力、判断力などを多角的に評価している。2024年度入試では、従来一つの学科・コースしか受験できなかったところ、第二志望学科・コースまでの受験を可能とし、より本学への入学を強く希望する学生が受験しやすいよう見直しを行った。

総合型選抜入学試験 [併願型]

大学が自ら作成する実技科目（小論文、デッサン、水彩画、油彩画から選択。以降の実技科目も同様）または教科科目（国語、数学、英語から選択。以降の教科科目も同様）から1科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）、合わ

せて面接・書類審査により合否判定を行っている。実技科目または教科科目の試験では、高等学校までの学習や経験等に培われた基本的な知識や能力が備わっているかを評価し、面接・書類審査では本学への志望理由や主体的に学修を進めることができるか、社会に興味を持って仲間と協働して成長できるかなどを確認している。

学校推薦型選抜入学試験〔指定校〕

所属する高等学校において各学科・コースで定める所定の評定平均値を上回り、学校長が責任を持って推薦できる人物であることを出願の条件としており、面接及び書類審査を通して本学への志望理由や意欲、主体性などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔前期〕

大学が自ら作成する教科科目及び実技科目より各々1科目を受験するか、教科科目を2科目受験するか（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）を選択させ、それらの合計得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔専願型〕

大学が自ら作成する教科科目または実技科目から1科目、あるいは大学入学共通テストの成績上位1科目のいずれかより1科目を受験させ（美術科日本画・洋画コースのみ一部の実技科目の選択が必須）、加えて面接・書類審査を通して本学への専願理由や意欲、主体性などを測り、合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔後期〕

実技科目から1科目を受験させ、その得点を基に合否判定を行っている。

一般選抜入学試験〔面接型〕

面接・書類審査の得点を基に合否判定を行っている。面接はオンライン形式（Web会議ツール「Zoom」を活用）にて実施している。

大学入学共通テスト利用入学試験〔1科目利用〕

大学入学共通テストの成績上位1科目の得点及び実技試験から1科目を受験させ、それらの合計得点を基に合否判定を行っている。

大学入学共通テスト利用入学試験〔2科目利用 前期・後期〕

大学入学共通テストの成績上位2科目の合計得点を基に合否判定を行っている。本試験は前期と後期の2度実施している。

外国人留学生特別選抜入学試験

外国において12年以上の学校教育課程を修了した外国人留学生を対象とした入試である。出願にあたり日本留学試験（EJU）で所定の得点を収めることを必要条件としている。実技科目から1科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

社会人特別選抜試験・シニア特別選抜入学試験

社会人を主な対象として実施している入試である。実技科目から1科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。満55歳以上のシニア志願者については実技試験を免除し、面接・書類審査により合否判定を行っている。

帰国生特別選抜入学試験

日本国籍を有し、保護者の海外在留等で外国の教育機関で教育を受けた者を対象とした入試である。実技科目から1科目を受験させ、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

編入学試験

他の大学に1年以上在学し、卒業要件として認定される単位のうち36単位以上を取得した者、短期大学、高等専門学校等の卒業生または卒業見込み者を主な対象とした入試であり、2年次編入が基本となる。入試は編入学者の受入れが可能な学科・コースで実施し、各学科・コースで指定する課題または作品・資料、あるいはその両方の提出を求め、加えて面接・書類審査により合否判定を行っている。

○大学院研究科の試験内容と評価方法

芸術工学研究科 [修士課程]

芸術文化専攻及びデザイン工学専攻内の各領域単位で入試を実施している。芸術またはデザインの基礎的な知識を有していることと、強い意志をもって専門研究に取り組むことができるかを確認するため、資料等の提出物と面接・書類審査により合否判定を行っている。なお、入学後に研究環境・学修生活等に齟齬をきたすことがないように、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入試は前期及び後期の2回実施している。

芸術工学研究科 [博士後期課程]

芸術文化領域とデザイン工学領域に分けて入試を実施している。志願者が芸術やデザインに関する確かな知識と技能を有していることに加え、専門研究に取り組むことのできる強い意志と、そこに向けて取り組むことのできる能力を有しているかを確認するため、入試は資料等の提出物と面接・書類審査、加えて小論文と英語試験を課しており、これらの試験結果により合否判定を行っている。なお、芸術工学研究科 [修士課程] 同様に、希望する指導教員と事前相談を行うことを必須としている。入試は年1回、芸術工学研究科 [修士課程] の後期日程に合わせて実施している。

○検証結果

学部における入学試験の実施にあたっては、学長を総括実施責任者とする「入試本部」を置き、そこに実施責任者として入試部長、会場全体責任者として入試課長を充てている。入試本部の下には試験会場別に「入試センター」を置き、そこに会場別責任者を充ててい

る。会場責任者は、それぞれに割り当てられた教職員を管理し、会場別実施計画書を作成のうえ運営にあたり、入試本部と緊密に連携を図り、すべての受験者が公正・公平に入学試験を受けることができるよう対応している。大学院における入学試験の実施にあたっては、研究科長を総括実施責任者とする入試本部を置き、学部同様に組織体制を構築し対応している。

学部における入学者選抜においては、代表教授会参加者に、アドミッション・オフィサー及び入試課員を加えた「全体判定会議（代表教授会）」を開催し、意見交換を経た上で学長が合格者を決定している。大学院の入学者選抜においては、研究科委員会参加者と入試課員が集まり、学部同様に厳正な審査を行っている。

それぞれの選抜方法によって、アドミッション・ポリシーに則した適正な入学者選抜が実施できたのかを検証するため、「インスティテューショナル・リサーチ推進室（以下「IR推進室」という）」では、試験区分ごとの入学者と入学後に実施するプレースメントテストの結果や GPA（Grade Point Average）との相関、志望学科（コース）順位と退学率との相関、高校調査書の全体評定平均値と GPA との相関など、学内で定期的に多角的な分析を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

○学部・学科

各学部・学科における過去5カ年の学科別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表 2-1-1】のとおりである。学科別入学定員充足率では、年度によって充足率が100%を下回った学科もあるが、そのような学科は入学見込み者の中から最終的に入学に至らなかった者が数人出たことによるものである。

入試区分別で見ると志願者数は堅調に推移している。直近5カ年を学部別に見ても、入学定員及び収容定員に沿った見込みどおり、安定して受入れができていく状況にある。

【表 2-1-1】学部・学科別入学者数・入学定員充足率

学部・学科	入学定員	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
文化財保存修復学科	26	入学者数	25	26	27	25	25
		充足率	96.2%	100.0%	103.8%	96.2%	96.2%
歴史遺産学科	32	入学者数	30	34	31	32	29
		充足率	93.8%	106.3%	96.9%	100.0%	90.6%
美術科	(~2022)169 (2023~)124	入学者数	177	170	177	136	132
		充足率	104.7%	100.6%	104.7%	109.7%	106.5%
工芸デザイン学科	45	入学者数	-	-	-	46	49
		充足率	-	-	-	102.2%	108.9%
文芸学科	42	入学者数	44	41	44	42	43
		充足率	104.8%	97.6%	104.8%	100.0%	102.4%
芸術学部	269	入学者数	276	271	279	281	278
		充足率	102.6%	100.7%	103.7%	104.5%	103.3%

東北芸術工科大学

学部・学科	入学定員	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
プロダクトデザイン 学科	62	入学者数	63	63	66	63	63
		充足率	101.6%	101.6%	106.5%	101.6%	101.6%
建築・環境デザイン 学科	52	入学者数	52	54	54	49	54
		充足率	100.0%	103.8%	103.8%	94.2%	103.8%
グラフィックデザイン 学科	68	入学者数	71	67	72	69	71
		充足率	104.4%	98.5%	105.9%	101.5%	104.4%
映像学科	62	入学者数	63	63	65	61	62
		充足率	101.6%	101.6%	104.8%	98.4%	100%
企画構想学科	50	入学者数	51	49	51	50	51
		充足率	102.0%	98.0%	102.0%	100.0%	102%
コミュニティデザイン 学科	30	入学者数	32	30	32	33	29
		充足率	106.7%	100.0%	106.7%	110.0%	96.7%
デザイン工学部	324	入学者数	332	326	340	325	330
		充足率	102.5%	100.6%	104.9%	100.3%	101.9%

○大学院研究科

芸術工学研究科における過去5カ年の専攻別入学者数及び入学定員充足率は、以下【表2-1-2】のとおりである。

研究科については、入学定員を充足させることよりも、研究科の入学者として相応しい水準の研究の遂行が可能かどうかを重視していることに加えて、本学の学部生には昨今の社会情勢から国公立大学など他大学への進学希望者も一定数存在することから、例年、充足率が100%に達していない状況であったが、令和6（2024）年度は、教員からの働きかけ等によって本学学部卒業生の入学者が増加し、修士課程芸術文化専攻において定員充足となった。引き続き、内部進学希望者の獲得に向けて教学課と連携を図りながら丁寧な説明会の実施等に努めるとともに、外部からの進学者獲得に向けて在学生の活動・活躍の情報発信を強化する。

【表2-1-2】芸術工学研究科専攻別入学者数・入学定員充足率

専攻（課程）	入学定員	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
芸術文化 （修士課程）	25	入学者数	17	22	16	17	25
		充足率	68.0%	88.0%	64.0%	68.0%	100.0%
デザイン工学 （修士課程）	13	入学者数	4	1	4	0	5
		充足率	30.8%	7.7%	30.8%	0.0%	38.5%
芸術工学 （博士後期課程）	5	入学者数	—	2	1	1	2
		充足率	—	40.0%	20.0%	20.0%	40.0%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

高大接続教育の機会創出として、高校での探究型学習との親和性が高い「デザイン思考」を軸に、本学の芸術・デザイン教育と連携した実践授業を行うなど、県内外の高校等への働きかけを強化する。各高校で放課後に行われる美術部をはじめとした文化部活動に本学教員を派遣する「放課後美大」を試行し、令和6（2024）年度より本格的に実施する。

本学の特長である恵まれた教育環境に直接触れる機会となるオープンキャンパスや大学見学会等を積極的に実施するとともに、進路決定時期の早期化に対応するため、高校1・2年生対象の来学機会を増やしていく。

入学試験方法については、「IR 推進室」によるデータ分析に加え、高校現場の声も拾い上げ、思考力、判断力、表現力等を適切に評価するため、定期的に見直しを図る。

また、学生募集において有効な手段の一つである動画コンテンツによる発信強化のため、本学での学びや卒業制作展の紹介などのコンテンツを充実させる。更に、学生生活に関する動画や在学生へのインタビューを「受験生サイト」に掲載したり、日常的な授業風景や学事の紹介動画（「週刊 TUAD NEWS」）を作成し発信するなど、SNS も活用しながら、受験生にとって身近な情報を継続的に発信していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

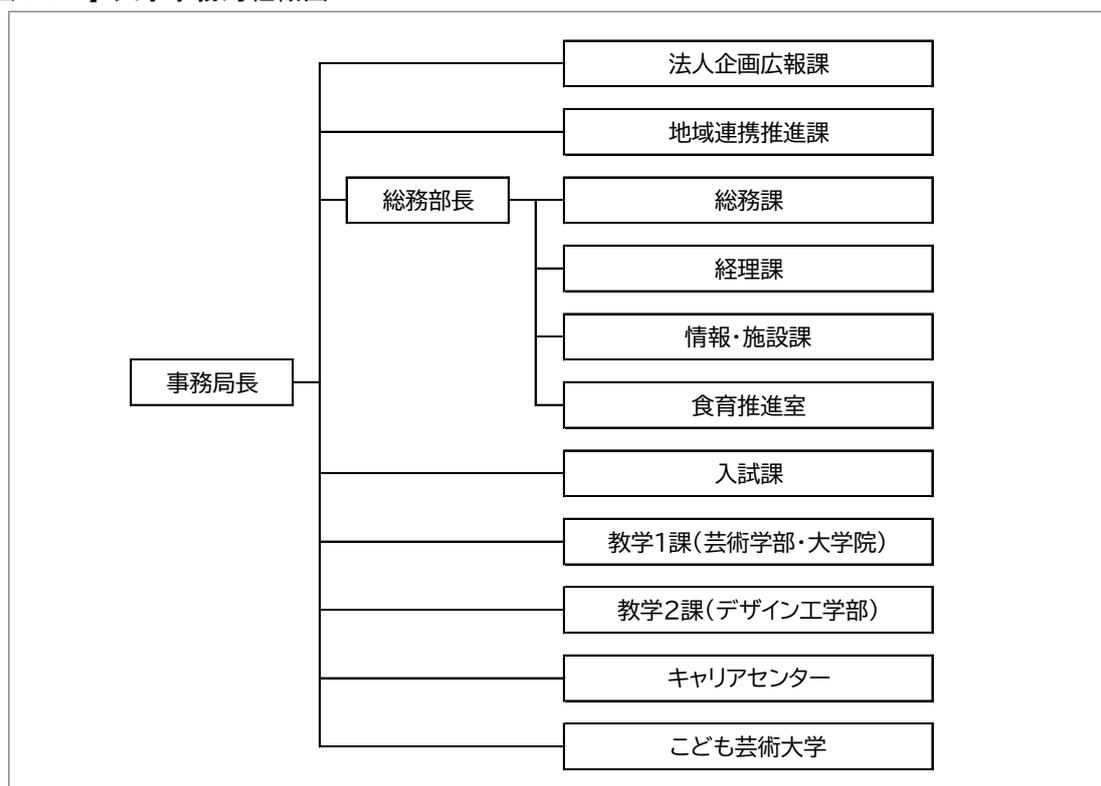
基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

大学事務局の組織図は、次の【図 2-2-1】のとおりである。学生の学修及び学生生活全般の支援は、教学1課及び教学2課が中心となり、総合的に学生を支援する体制を構築している。加えて、学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置し、教学1課及び教学2課所属の副手が教育現場にて教育活動を支援している。

【図 2-2-1】 大学事務局組織図



教学 1 課及び教学 2 課は、学生の学修及び学生生活全般について、教員と職員の協働による支援を以下のとおり行っている。

学年主担当制の導入

3 年次前期または 3 年次後期からはゼミ制を導入するカリキュラムが適用されており、ゼミ指導教員等が学生に対してきめ細かい学修支援を行っている。1 年次から 2 年次においては、学修上のつまずきや対人関係などにおいて問題を抱える学生に対する悩みや不安解消のために、令和 3 (2021) 年度から「学年主担当制」を導入しており、学科教員及び学科・コース担当職員が出席する原則として週 1 回開催される「学科会議」では、学生個々の状況把握と支援策を協議し、学生一人ひとりに合った指導を行っている。

授業出席状況確認と支援フロー

演習系の必修科目等で学生の無断欠席が連続して 2 回続いた場合には、学科・コース副手が学科・コース長の指示の下、学生の安否確認と状況把握のために、学生本人へ連絡を取る「支援フロー」を整備している。学生と連絡が取れた場合であっても欠席が続く学生に対しては、状況改善に向けて教員面談を実施している。その後も経過を把握し改善されない場合は、学科・コース担当職員が保護者へ連絡し、精神不調や障害、疾患等がある場合は、学生サポートセンター（通称 SSC）と連携して支援を行っている。早期に学生の状況を把握し、教職員が連携して対応できるよう「学科会議」にて情報共有と対策に関する検討を実施している。

卒業・進級不可学生への履修指導フォロー面談

卒業不可及び進級不可の学生に対しては、学科所属教員がその後の履修指導と精神面の支援のために、フォロー面談を行っている。対象となる学生の中でも HRI（ハイリスクインデックス／本学独自のメンタルヘルス指標）が高い学生や、精神不安リスクの高い学生に対しては優先的に対処し、学生サポートセンターへの相談を促すなど、成績不振の原因について学生と共に探り、対策を講じている。該当する学生への連絡や指導・面談記録は、学科・コース担当職員と共有するとともに、学修支援ポータルサイト「NETBUS（ネットバス）」に記録し、閲覧許可を受けた教職員による状況把握に努めている。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、学修支援に関して、次の3点を重点目標として掲げている。中長期計画として「学生支援ロードマップ」を作成し、年度ごとに重点課題及び活動内容を設定している。具体的施策は以下のとおりである。

学修支援重点目標

- ① 互いに支え合える「学びの風土」を醸成し、大学生活を通して社会人基礎力を育成する
- ② 入学した学生に対し責任をもって教育・支援を行える全学体制を確立し、学生の満足度の向上を目指す（退学防止）
- ③ 教職員の教育力と学生の互いに支え合う力を育成し、コミュニティ全体の心身の健康を維持することを目指す

ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントは、研修会等に参加したうえで教員の指示に従い、大学院修士課程学生は学部生に、大学院博士後期課程学生は大学院修士課程学生及び学部生に対して、講義や演習の教育補助業務を行っている。これにより、大学院生が指導者としての経験を通じて自らの資質向上を図ることができ、学部・大学院教育の充実と活性化の促進にも寄与している。

障害学生支援

「東北芸術工科大学障害学生支援規程」を制定し、全学的に障害学生への支援体制を整備している。修学支援を必要とする学生の窓口は、学生サポートセンターが担い、修学上の困難さを軽減し、本来の能力を発揮できるよう、学内外の関係者、関連する諸機関と協力して、各人のニーズに合わせた合理的配慮としての支援を行う。

オフィスアワーの開設・教員による学生相談制度

全専任教員が、学生の質問や相談等に個別に応じる時間帯として「オフィスアワー」を開設している。これに加えて、年に数回、学科・コースごとに教員による個別面談を実施

し、学修や学生生活に関する相談に対応している。3年次からは、進路希望状況の確認も含めた学修支援・学生生活全般に関する個別面談をゼミ指導教員等が随時実施するなど、総合的な支援体制を構築している。

入学準備プログラム

総合型選抜入試〔専願体験型〕と学校推薦型選抜入試におけるすべての入学予定者及び総合型選抜入試〔併願型〕の希望する入学予定者に対して、入学する4月までの期間を「入学準備期間」と設定し、学科・コース別専門課題のほか文章力・数学力の向上を目指すための推薦教材や幅広い教養を身につけるための推薦図書を提示し、入学後、スムーズに学修に取り組むことができるよう配慮している。

専門課題は、スクーリングの際（総合型選抜入試〔専願体験型〕入学予定者は12月・2月の2回、総合型選抜入試〔併願型〕・学校推薦型選抜入試〔指定校〕入学予定者は2月の1回）に提出させ、講評を行っている。

外部テストの活用

学生においては自身の弱点把握のツールとして、本学においては試験結果の学外指標との比較による客観的分析と今後のカリキュラム策定及び教育改革の参考データとして活用するため、「PROG (Progress Report On Generic Skills) テスト」を導入している。PROGテストは、河合塾とリアセック社が共同開発した、社会で求められる能力・態度・志向等を軸とした「大学生の汎用的な力を測定・育成するテスト」であり、1年生及び3年生の全学生を対象に実施し、学生指導や進路支援に活用している。

初年次教育の充実

「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」を設置し、新入生が大学での学修に適応し、必要な基礎能力を身につけるための必修科目等の検討を行っている。

基礎学力テストー能力別クラス編成

新入生に対して、英語と国語の「基礎学力テスト」を実施している。英語のテスト結果は「英語」科目、国語のテスト結果は「日本語表現」科目の能力別クラス編成時に活用し、学生の習熟度に合わせた指導を行っている。

学修支援ポータルサイト「NETBUS」の活用

学生は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」を活用し、学修や学生生活に関わる各種情報を閲覧することができる。シラバスや時間割の確認、履修登録、休講・補講の確認、成績確認、クラスプロファイル（Web学習支援機能）の活用による履修科目担当教員への質問等、学修活動に関するあらゆる情報にアクセスすることができる。本学からの通知や奨学金の案内等も「NETBUS」を通じて行っている。

令和5（2023）年度からは、HRI（ハイリスクインデックス）やPROGテスト結果につ

いてレーダーチャート化し、学科教員が学修ポートフォリオから閲覧することが可能となり、学修指導や進路指導等の基礎情報として活用しながら面談指導が行われている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援重点目標に基づく各種支援においては、令和5（2023）年度に設置した「学生サポートセンター」による支援の効果も含めて検証を行い、引き続き改善に繋げていく。

ハード面では、令和4（2022）年度に実施した学修支援ポータルサイト「NETBUS」のバージョンアップに続き、基幹教務系システムのバージョンアップを行った。また、「NEUBUS」を通じて、PROG 及び SPI などのアセスメントテストや学内で作成した教学データを、教員と学生の双方が活用し、学修の進捗状況を確認しながら成長を実感できる仕組み作りに取り組んできた。令和6（2024）年度以降は、これら教学データを学修指導や進路指導において本格的に活用する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

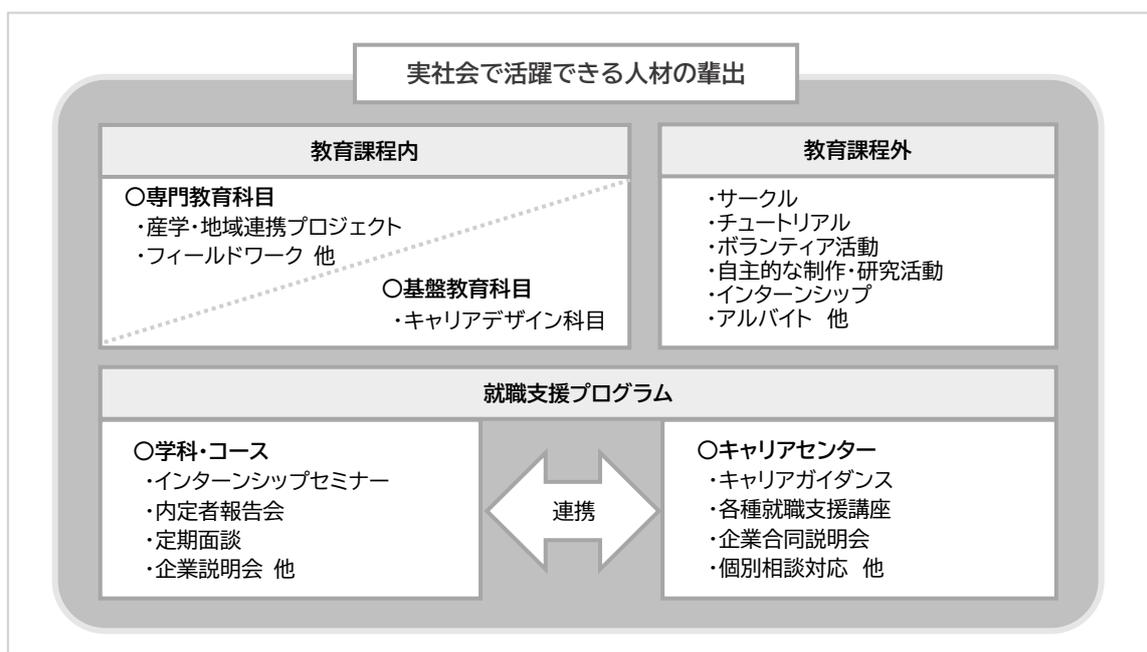
本学では教育課程内外を通じて、社会的また職業的自立に関する支援体制を以下のとおり整備している。

4 年間の一貫した就業力育成

4 年間の一貫した就業力育成に向けた「キャリア教育」及び「キャリア支援」の概念図は、次の【図 2-3-1】のとおりである。

2 年次から教育課程にて「キャリアデザイン科目」を開講し、学生のキャリア形成の促進を図っている。3 年次からはキャリアセンターや各学科・コース主催による就業を意識した具体的な「就職支援プログラム」を複数開催している。これにより、学生生活の軸となる専門教育・基盤教育の授業や課外活動での経験と学びそのものが将来のキャリア形成や自己実現につながることを学生自身に意識させている。

【図 2-3-1】 キャリア教育・キャリア支援概念図



本学の4年間を通じた「キャリア支援計画」は、以下【図 2-3-2】のとおりである。

1年次後期には、キャリアセンターによる「初年次向けキャリアガイダンス」を開催し、学生が入学からこれまでを振り返るとともに、将来の進路を主体的に考える機会を設けている。2年次には、学生自身のキャリアを形成していくことの意味を主体的に考え、大学生活や社会生活において、どのように学び、どのように生きていくのかについて理解を深めることを目的に、全学共通の必修科目「キャリア形成論」を開講している。これらの科目以外にも、労働法や税金など社会で働くうえで必要な基礎知識を学ぶ「仕事講座 A」（2年次から）や、公務員の仕事について学ぶ「公務員講座 A」（2年次から）、山形県内企業での就業体験による社会性や実践的能力の養成を目指す「インターンシップ」（2年次から）、キャリアにまつわる理論の理解や論理的表現力の習得を目的とする「キャリア設計論 1・2」（3年次から）など全学共通の選択科目を開講し、学生のキャリア形成の促進を図っている。

【図 2-3-2】キャリア支援計画

	1 年生		2 年生		3 年生		4 年生	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業			「キャリア形成論」(半期) 「インターンシップ」(半期) 「仕事講座A」(半期) 「公務員講座A」(半期)		「キャリア設計論1」(半期) 「キャリア設計論2」(半期) 「自己表現講座」(半期)			
学科					「社会メディア教育」「キャリア課題研究」「現代社会解剖学2」「アーティストマネジメント」「キャリアマネジメント」「セルフポートレート研究」他 インターンシップセミナー 内定者報告会 他 教員による進路面談(定期)			ゼミ指導教員等による個別指導(随時)
キャリアセンター		1年生向け キャリア ガイダンス		2年生向け キャリア ガイダンス	キャリアガイダンス(通年) 就活特別講座(協力:外部業者) メイクアップ講座、写真撮影会、履歴書添削会、集団模擬面接、ポートフォリオセミナー 他 学内 業界・仕事 研究セミナー			学内企業 合同説明会
学内 企業説明会(随時)								
個別指導(進路相談、書類添削、筆記対策、面接対策 他)								

キャリアセンターによる就職支援体制

大学事務局にキャリアセンターを置き、進路・就職に関する支援及び指導を行っている。キャリアセンターに所属する4人の専任職員のうち3人が、国家資格「キャリアコンサルタント」の資格を有しており、年間で延べ1,000件に及ぶ学生一人ひとりに応じた進路・就職に関する個別相談指導を日常的に行っている。令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、相談指導形態をオンライン形式(Web会議ツール「Zoom」を活用)に切り替えたが、令和5(2023)年に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した後も、学生の希望に応じ対面形式とオンライン形式の選択を可能としている。

学部3年生及び研究科修士課程1年生を対象に、年間を通して「キャリアガイダンス」をはじめ各種就職支援講座を開催している。キャリアガイダンスでは、就職活動に向けての心構え、就職活動スケジュール、業界研究、自己分析など、学生が「就活の基礎」を理解することを目的に開催しており、参加率は対象者の約7割に及んでいる。

就職支援講座は外部業者の協力も得ながら年間で約20講座を開催しており、インターンシップ準備、エントリーシート書き方、SPI対策、面接対策、ビジネスマナー、メイクアップ講座など実践的な就職活動支援を行っている。これらの支援は、学部1年生及び2年生も参加可能としており、低学年次からキャリア意識の醸成を図る機会を提供している。

企業等の採用担当者を招いての「業界研究セミナー・企業合同説明会」を年に複数回開催している。本学の持つ多様なネットワークを活かし、本学学生の採用に積極的な企業や

卒業生の就職を通して本学学生の資質を高く評価している企業、東北芸術工科大学後援会企業などが来学し、学内施設にて開催する「企業説明会」も年に 30 回以上開催しており、企業と学生との接触機会の提供を積極的に行っている。令和 2（2020）年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン形式（Web 会議ツール「Zoom」を活用）の開催形態を導入したが、令和 5（2023）年に新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行した後も、企業の意向等に応じて対面形式とオンライン形式のいずれも対応可能としている。

本学では例年、全体の約 3 割の学生が学科の専門領域に関連するクリエイティブ職に就いていることから、実態に即した支援も行っており、年間 20 社を超える自動車メーカー、家電メーカーなどのデザイナー職に特化した「学内説明会」を開催している。

就職支援システムは「キャリアタス UC」をメインツール（学生には「キャリア支援サイト」として提供）とし、企業・団体からの求人情報やインターンシップ情報の管理、学生のキャリア相談管理、ガイダンス・各種セミナー情報の発信、進路情報の集約など、就職に関する情報支援業務を円滑に行っている。各種ガイダンス・セミナーなどの案内については、サブツールとしてキャリアセンターの専用アカウントから LINE により学生に向けた情報発信を行っている。

保護者向けの取り組みとして、年 1 回開催する「保護者会」において、就職部長が講師となり昨今の就職を取り巻く環境変化や本学の就職状況、就職支援体制などを保護者に伝えるセミナーを開催している。学部 3 年生及び 4 年生の中で就職活動を行っている学生の保護者へ「就職活動に関するレター」を送付し、サポートを依頼している。

採用活動において多くの企業では Web 会議ツールを活用した面接が定着している。そのため、授業時間の合間に面接を受ける学生や、周りの交通騒音などを気にせず集中して面接を受けたい学生のために、学内に「Web 面接用スペース」を設置している。

キャリアセンターと学科教員との連携

キャリアセンターでは、学科別にキャリアセンター職員を配置している。「学科会議」やビジネスチャットツールなどにより、学生一人ひとりの進路希望状況や就職活動情報を学科教員とキャリアセンター職員が定期的に共有したうえで、進路未決定者に対する具体的支援を行うなど、両者が密に連絡を取り合いながら就職支援にあたっている。

3 年次からはゼミ指導教員等が定期的に学生との面談を実施し、きめ細かい進路指導を行っている。相談内容は、就職支援システム「キャリアタス UC」の「学生管理」に記録したうえで、各学科教員、キャリアセンター及び学生生活指導を行う教学 1 課・教学 2 課で共有している。学科ごとに地元企業との PBL（Project Based Learning）、卒業生を招いての業界研究会や、インターンシップ・内定者報告会なども開催し、学科の特色に応じたキャリア教育を展開している。一例として、美術科ではコースごとに就職活動を意識付けるためのイベントを実施し、授業においても「アーティストマネジメント」「キャリアマネジメント」2 つの科目を開講（「キャリアマネジメント」は美術科、文化財保存修復学科及び歴史遺産学科の 3 学科合同開講）し、いずれかを必修としている。

就職・進路先の実態

4年間の一貫した就業力育成や「教職協働」による全学的な就職支援体制により、高い就職実績を上げている。令和元（2019）年度から令和5（2023）年度にかけての5年間の就職内定率（内定者÷就職希望者）の平均は95.7%であり、正規雇用率においても5年間平均で95.2%と高水準を維持している。

就職先を業種別でみると、令和5（2023）年度は、人材サービスを中心としたサービス業19%、卸・小売業17%、情報通信業17%、製造業13%、専門サービス業11%、建設業6%の順となっており、本学の学生が自身の専門領域の学修過程で培った能力を活かして、幅広い分野に就職していることが確認できる。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

4年間のキャリアデザイン科目類を体系化し、継続した学びを提供するカリキュラムモデルを構築することを将来計画として掲げ、「初年次必修科目」と「キャリアデザイン科目」に連動性を持たせることにより、学生に自律的成長を促していく。令和5（2023）年度は、新カリキュラムとして開講する初年次必修科目「スタートアップゼミナール」の準備を進め、令和6（2024）年度からの「スタートアップゼミナール」開講を経て、令和7（2025）年度以降の2年次必修科目「キャリア形成論」との連携を図る。

インターンシップについては、地域企業への1カ月以上の実践を伴う「単位認定型長期インターンシップ」を含め、多種多様なインターンシッププログラムを構築し、低学年次からのキャリア教育及びキャリア支援の強化を目指す。令和5（2023）年度は、前年度に引き続き「単位認定型短期インターンシップ」を開講し、山形県中小企業家同友会加盟企業10社の協力を得て、2、3年生12名が数日間の就業体験に参加した。当インターンシップをプロトタイプとし、数年後の「単位認定型長期インターンシップ」導入を目指す。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では教学1課、教学2課及びキャリアセンターが主体となり、学生が安定した生活を送ることができるよう多様な支援サービスを提供している。

学生サポートセンター（通称SSC）の設置

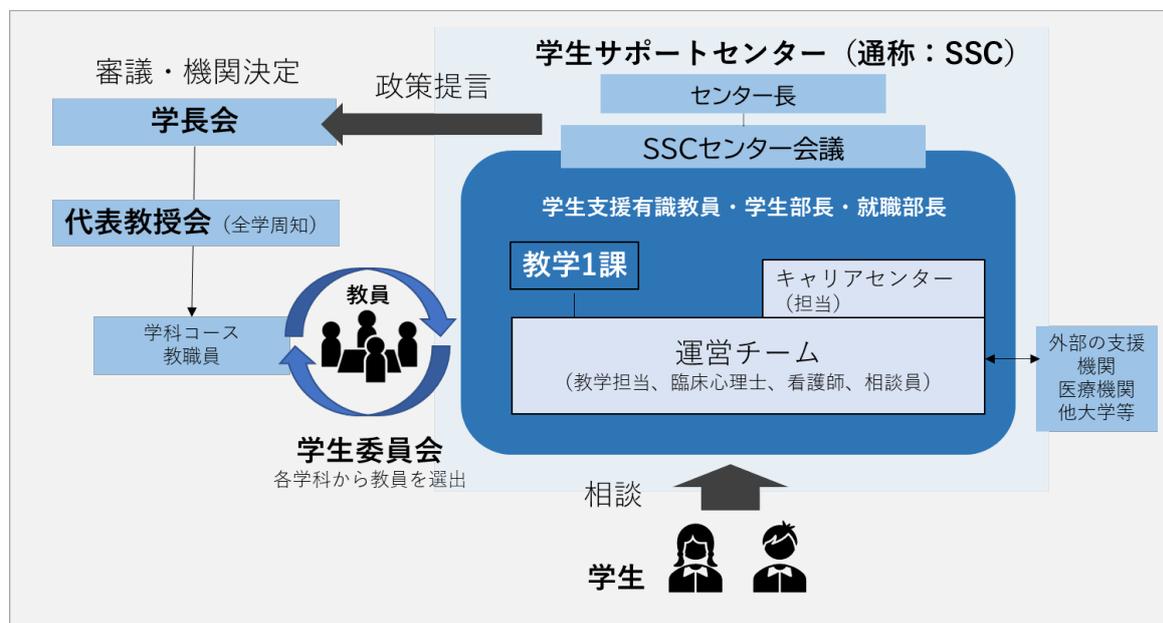
令和5（2023）年4月に「学生サポートセンター（通称SSC）」を設置した。本センタ

一は、学生相談・予防教育・障害学生支援・調査研究を主軸とし、教育力とチーム力による支援体制を充実させ、学生の心と身体の健康を維持・増進するとともに、学生同士が互いに支え合う「学びの風土」を醸成し、学生の多面的な成長を促すことを目的とする。支援体制としては、学生支援担当副学長をセンター長とし、学生部長、就職部長の他、学生支援に造詣が深い教員と専任臨床心理士、教学1課の学生支援担当職員、保健室担当職員、キャリアセンター職員により組織し、定例のセンター会議を実施し、学生支援方針及び施策等を検討、実施している。入学時から卒業時までの学生の心と身体の健康について多面的に支援し、より充実した学生生活を送ることができるよう、全学的な対応を行っている。

学生サポートセンターでは、入学時に学生の精神的健康調査 UPI（University Personality Inventory）を実施することで実態を把握し、その後もメンタルヘルスの状態を数値的に把握、調査及び分析を行い、不調等の予防のため効果的な取り組みを行っている。4年間を通じて、全学生へ年1回の Kessler 10（K10）を実施し、必要に応じて声かけを行い、早期発見・早期予防に取り組んでいる。

その他、ハイリスクインデックス（HRI／本学独自のメンタルヘルス指標）を開発、導入し、「過剰適応」状態の学生を見極める指標としている。表面的にはリスクが見え辛い学生の資質を数値的に見極め対処することでリスク軽減をはかり、早期の支援を実現している。

【図 2-4-1】持続可能な支援システム構築のための学生支援体制



健康管理・カウンセリング（学生相談）

学生サポートセンターの設置に伴い、健康管理及びカウンセリング（学生相談）も内包した組織とした。

従来どおり、健康管理部門は、保健室に看護師資格を持つ保健師1名が常駐し、学生及び教職員の健康状態の把握、怪我や事故等の対応を行っている。その他、学生サポートセ

ンターでは、学生のヘルスリテラシー向上のために、全学共通科目の「健康科学論」を開講し、食事、睡眠、メンタルヘルス、健康維持のための知識を醸成する「予防教育」を行っている。「健康科学論」の講義内容と連動した関連イベントを実施し、学食とのコラボメニューの提供や、献血、アルコールパッチテストなど、心身の健康維持の啓蒙活動も実施している。

また、学生サポートセンターの学生相談・障害学生支援部門については、臨床心理士である専任研究員と、非常勤臨床心理士3名の計4名で心理相談対応を行っている。障害学生への支援や精神疾患を抱えた学生を広くケアできる体制を整備し、多様な学生のニーズに対応している。更に、臨床心理士のほかに大学生活で直面する困りごとを予約なしでも相談できる相談員を1名配置し、小さな困りごとが大きな悩みになる前に支援できるよう体制を強化した。

奨学金・学費減免制度

奨学金全般の手続きにかかる業務については、教学1課の奨学金担当者（5人）が中心となり、奨学金の公募や、ガイダンスの実施、書類作成方法の指導等を行っている。

卒業生で組織された「東北芸術工科大学校友会」でも独自の奨学金制度を整備しており、令和5（2023）年度は1人10万円の給付型奨学金の募集及び給付を行った。

表彰制度

学業や文化活動において、優れた実績を挙げた個人や団体を表彰する「学長奨励賞」制度を設けている。研究活動、制作活動、課外活動等の諸活動において、特に功績のあった学生または団体に対して、毎年度、個人5万円・団体10万円の奨励金、総額50万円を給付している。受賞者に対しては表彰式を行うとともに、表彰結果を学内に周知している。

スクールバスの運行

平成18（2006）年度から学生の通学における利便性向上のため、本学学生専用の「無料スクールバス」を運行している。平成27（2015）年度からは山形市内の2路線、7時台から20時台まで1日35便を循環させており、バスダイヤは他の公共交通機関との接続を考慮したうえで決定している。仙台圏からの通学学生の利用ニーズを踏まえ、山形駅周辺と大学を結ぶ直行便を増便し混雑解消を図った。

課外活動の支援

学部・学科の垣根を超えて学生同士、また学生と教職員の中で同じ事柄についての興味や趣味を持つ者が交流する「サークル活動」及び「チュートリアル活動」に対して支援を行っている。いずれの活動も、社会生活を送るうえで必要となるコミュニケーション能力や協調性、社会性などを身につけるきっかけとなっていることから、幅広い視野を持ち情操豊かな人間性を育む場として有効に機能している。

また、学生サポートセンター主催のアクティブプロジェクトでは、教員と学生が、心身の

健康を維持することを目的に、「10キロウォーキング」や「スキーキャンプ」等を実施している。教育の一環として課外活動も取り込み、学生と教職員と一緒に活動することで、年齢や所属を越えたつながりを生み出し、本学の課外活動の幅を広げる新たなきっかけとなった。

① サークル活動

学生の主体的な取り組みによって成り立っている。令和5(2023)年度の大学公認サークルは30団体(運動系サークル13団体、文化系サークル17団体)に延べ528人が加入しており、日々の活動を行っている。

② チュートリアル活動

教職員の専門性や研究活動などの特長を活かして行われている本学独自の正課外活動である。学生及び教職員は誰でも自由に参加することができ、複数の掛け持ちも可能である。主催者は教職員であるが、実質的には学生リーダーが中心となり後輩に活動を継承している。令和5(2023)年度は、22団体が登録した。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年に設定した「学生支援ロードマップ」に沿って、予防教育の充実や、研究調査活動、課外活動等を展開してきた。これらの充実を図るとともに、令和6年度は、「ピアヘルパー」資格取得認定制度を導入し、重点目標にも掲げている「学生が互いに支え合う」体制の整備に着手する。また、令和6(2024)年度末で中期計画「学生支援ロードマップ」の完成年次を迎えることから、達成度の検証を踏まえ、次の5年間の中期計画を策定する。

また、令和6(2024)年度より「学生委員会」を発足する。各学科から1名の教員委員を任命し、東北芸術工科大学学生委員会規程に定められた事項を審議するほか、様々な学生支援事例を全学の経験値とするために、年4回の事例研究と、SD研修の実施を予定している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地・校舎

校地面積は、校舎敷地 128,343m²、屋外運動場敷地 35,282m²、その他 43,943m²である。合計面積は 207,568m²と大学設置基準上必要とされる校地面積 23,720m²の約 8.8 倍の面積

を有しており、基準を十分に満たしている。校舎面積は、体育館を除き 43,411m²であり、大学設置基準上必要とされる校舎面積 26,564m²の約 1.6 倍の面積を有している。

キャンパスは JR 山形駅から東南方向約 4km に位置しており、自家用車及び自転車による通勤・通学者が多いことから、敷地内に 500 台を超える駐車スペースと 550 台分の駐輪スペースを確保している。

運動場・体育施設

運動場は野球やソフトボールのための内野フィールドとバックネットを備えており、サッカーやタッチフットボールなどに対応できるよう総天然芝としている。体育館（屋内運動場）のアリーナは、バレーボールとバスケットボールコート 2 面が確保できる約 1,000m²（35.7 m×28.0m）の広さがある。夏季の熱中症対策及び冬季の怪我予防のために冷暖房設備も備えており、通年で快適に利用できる施設となっている。

図書館

図書館の面積は 1,795m²であり、学部・大学院全収容定員（2,463 人）の 10.5%にあたる 259 席を個人学習スペースとして設置している。学生等へ開放しているスペースは、第 1 閲覧室（通常配架本閲覧用）及び第 2 閲覧室（単行図書配架本閲覧用）を中心に全館が対象となっている。貴重本ギャラリーと美術・デザインに特化した特殊大型本も含め、約 15 万冊を自由に閲覧可能としている。

情報ネットワーク等

平成 13（2001）年度に「キャンパスモバイルネットワークシステム」による無線ネットワークを整備した。現在は、全施設内に計 242 台の Wi-Fi6（IEEE802.11ax）対応アクセスポイントを設置し、多人数同時接続と高速インターネット通信が可能となっている。

令和 2（2020）年度前期、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、すべての授業をオンライン化した。令和 2（2020）年度後期からは講義系科目のオンライン授業を継続しつつ演習系科目では一部の対面授業を解禁したが、今後も学生が大学施設内においてストレスフリーで快適に安定したオンライン授業を受講できるよう、学内のインターネット回線においては 10Gbps 専用回線を学術情報ネットワーク（SINET6 データセンター）へ敷設し、BCP（Business Continuity Plan）対策として ISP（Internet Service Provider）接続の 1Gbps ベストエフォート回線を敷設している。

学生の端末においては BYOD（Bring Your Own Device）を採用し、個人所有の端末からのアクセスを認証許可制とし、安全かつ高速なインターネットアクセスを提供している。学内には学生専用のスタッフが常駐し、パソコンの不具合対応、アプリや学内サービスの操作説明、故障・修理に関する案内など、学生からの様々な相談に対して包括的にサポートを行う「パソコンヘルプデスク」を設置している。

キャンパス内に 8 つの PC 室を有し、計 125 台の Mac・Windows 端末を整備している。これらの端末では、学生所有のモバイル端末では難しい 3DCG（3 Dimensional Computer

Graphics)等の高い負荷がかかる処理が可能となっており、常に最新の技術動向に対応できるように定期的にソフトウェア・ハードウェアの更新を行っている。マイクロソフト社 (Windows Office)、アドビ社 (Creative Cloud)、モリサワ社 (文字フォント)との包括契約により、学習及び創作活動等に必要な各種ソフトウェアやフォントを学生及び教職員へライセンスフリーの形で提供する環境を構築している。

学生会館

学生会館は2,458m²の空間に「学生食堂」、「ベーカリー兼カフェ」、「画材・雑貨店」を設置している。「学生食堂」は、平成17(2005)年度から大学直営としており、和洋中のシェフが調理を行っている。学生の健康面も考慮し、一品一品安心して食べることができるよう安全で良質な原材料を吟味し、利用者には食の楽しさや奥深さを感じてもらえるよう、定期的にメニュー情報を発信している。授業期間中は、昼のランチに加えて朝定食と夕定食を提供し、学生の創作活動を支援している。「画材・雑貨店」にはセレクトショップ機能を加え、画材や文具をはじめ、本学や東北にゆかりのある伝統工芸品やデザイン関連商品、産学連携で生まれた商品や卒業生の作品などを多数取り揃えている。

利用者の混雑解消を目的に、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度にかけて改修工事を行い、席数を学部・大学院全収容定員(2,463人)の40.8%にあたる1,004席(1階300席・2階704席)へ増設した。営業時間は、朝食が7時30分から9時まで、通常は10時30分から19時までとし、学生が夕食も含め一日3食とれるよう配慮している。

維持管理・法令遵守

本学の施設・設備については、情報・施設課(職員5人)が所管し、施設設備と情報通信設備の維持管理にあたっている。委託業者による清掃管理を行うとともに、空調設備、消防設備及び電気設備の日常点検と運転管理については、専門業者から技術者の常駐派遣者を受け入れ、情報・施設課長の指示の下、安全で快適な環境維持を図っている。

建築物の定期検査や水質検査、昇降機検査などについては、各々の専門業者へ委託して実施しており、法令に基づく基準に適合していることを確認している。

施設設備の安全性

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度にかけて、中期計画に基づき各実習棟の耐震改修工事を順次実施し、耐震化率は100%となっている。

防犯対策については、キャンパス構内に40台の非常通報電話を設置し、受話器を上げれば事務局と警備員室に直通される仕組みになっている。夜間も屋内外に警備員を配置し、巡回及び監視を行っている。令和3(2021)年度には防犯カメラの更新工事を実施し、敷地内全棟の出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを52台設置している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設

芸術実習棟は高さ 3m 以上の絵画作品の制作が可能な高さがあり、授業期間中は 8 時から 21 時まで、前期末及び後期末は 8 時から 23 時まで、事前申請により最大 15 時間利用することができる。新実習棟には、陶芸作品制作のための大型の窯を設置している。成形合板家具の部材を製作するプレス機も設置しており、学生の作品制作の幅を広げている。デザイン工学部の各実習棟には CG や編集アプリケーションを備えたパソコンを完備している。

令和 5 (2023) 年度は、文化財保存修復研究センターやデザイン工学実習棟 A の 2 階を LED 照明に更新し、省エネルギー化を実現した。また、新実習棟 B ではトイレを改修し、明るく清潔なトイレ空間の環境改善に努めた。新実習棟 A では壁面をホワイトボードにしたアクティブ・ラーニング室やロクロ室を整備し、より快適な学修環境を実現している。

ギャラリー

学内には、本館 7 階に「THE TOP」、本館 1 階に「THE WALL」、「TUAD WINDOW」、学生会館 2 階に「THE CUBE」の 4 つのギャラリーがあり、予約をすれば学生が作品展示を行うことができる。学内最大のギャラリーである「THE TOP」では、授業での成果物などを紹介する展示が行われており、本学の教育成果を学内外に向けて発表する場としての役割を担っている。

芸術実習棟及びデザイン工学実習棟は、演習室の壁を移動・反転・増設することで室内空間を自在に可変でき、アクティブ・ラーニングとして多様な対応が可能である。さらに普段の学習空間を卒業制作展等においては展示空間としてそのまま転換することができる。

図書館

開館時間については、授業期間中の月曜から金曜までは 8 時 45 分から 21 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 17 時までとしている。図書館 1 階に配備している蔵書数は、令和 5 (2023) 年度は和書 142,923 冊、洋書 16,305 冊であり、学習可能なスペースも整備している。講義科目のレポート作成などができるよう OPAC (Online Public Access Catalog) やプリンター設備も充実させている。

令和 5 (2023) 年度における学生への貸出点数は 18,153 点、学生一人当たりの貸出冊数は約 7.4 冊となっている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

各実習棟には出入口すべてにスロープが設置されており、車椅子の利用に対応している。自動ドアやエレベーター、椅子式階段昇降機も設置している。

平成 28 (2016) 年度からは、キャンパス内の各棟、建物内への誘導、トイレの場所などについて、学生や教職員を含めたすべての来学者に対してストレスを与えることのないよう、視覚的に分かりやすいサインを設置している。本館内では自分が何階にいるかを容易に認識できるよう、フロアごとの「案内サイン」とエレベーター内の「フロア案内」及

び「エレベーター扉」を同色としている。建物外壁にはアルファベット記号を表示し、駐車場から各棟への案内誘導表示板も設置している。

多目的トイレは9箇所を設置し、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度にかけて学生の利用状況を調査・確認しながら、順次トイレの改修工事を実施、キャンパス内すべてのトイレを和式から洋式へと変更した。床やLED照明への改修も同時に進行させ、明るく清潔なトイレ空間を維持している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和5(2023)年度の学部における開講授業科目数は、以下【表2-5-1】のとおり講義科目が前期140科目・後期163科目、演習科目が前期374科目・後期396科目である。全学生対象として多くの履修希望者が想定される「全学共通科目」では、学生の学修進度に応じて前期・後期どちらでも受講する機会が得られるよう授業科目は可能な限り両学期で開講しているほか、曜日・時限を変えて複数開講している。「必修科目」においては、複数クラスの開講等により受講者数を適切に管理している。各科目の履修者数に応じて教育効果を高めることができるよう工夫しており、「講義科目」については100人以下のクラスが全体の75.9%、「演習科目」については50人以下のクラスが全体の95.1%を占めている。

【表2-5-1】2023年度 クラスサイズ別開講授業科目数・構成比(学部)

履修者数	講義科目							演習科目						
	前期		後期		計	構成比	前期		後期		計	構成比		
	リモート	対面	リモート	対面			リモート	対面	リモート	対面				
1~50	31	37	37	47	152	50.2%	11	345	14	362	732	95.1%		
51~100	25	7	31	15	78	25.7%	1	14	4	15	34	4.4%		
101~150	15	4	13	2	34	11.2%	1				1	0.1%		
151~200	6	1	5	2	14	4.6%	1	1			1	3	0.4%	
201~250	4		5		9	3.0%								
251以上	10		6		16	5.3%								
計	91	49	97	66	303	100.0%	14	360	18	378	770	100.0%		

令和2(2020)年度入学者からは、1年次前期の履修単位数の上限を従来の24単位から20単位に変更したことにより、学期あたりの履修科目数が2科目程度減少し、科目ごとの受講者数は、より適正な数値へと推移している。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

令和6(2024)年度は、中期計画に基づき、老朽化している本館講義室やデザイン工学実習棟Cの空調設備更新、デザイン工学実習棟Aの受変電設備の更新などを予定し、安全で快適な教育環境を提供する。ICT関連では、基幹ネットワーク機器の更新を行い、信頼性やセキュリティの強化、利用者のエクスペリエンスの向上を図る予定である。

図書館については、「図書館検討部会」を中心に、今後の図書館の在り方と将来構想をま

とめ、学長会で承認された。令和 5（2023）年度からは、それらの構想を基に、図書館が企画する文化発信イベント「OPEN Library」や「ひと箱古本市」を定期的で開催し、学生に図書との接点となる機会を増やしている。また、令和 5 年（2023）年度の初年次教育「日本語表現」科目と連携し、授業内で図書館ガイダンスとビブリオバトルを実施し、チャンプ本を館内に展示するなど、低学年次から図書館を身近なものとして活用する機会を提供した。令和 6（2024）年度は、新カリキュラムの初年次科目「スタートアップゼミナール」において、図書館連携授業を実施するなど、多くの授業や教育活動との連携を視野に活動を展開していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学教育の活性化を目的に、学生への「授業評価アンケート」を学期末に全開講科目で実施している。令和 5（2023）年度から、より具体的な内容を把握するため、回答は「チェック方式」とし、賛否の数により直接点検するなど質問方法や内容を改定した。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生・教職員が閲覧可能とするほか、自由記述欄は各教員の授業への取り組みの再検討・改善のために活用している。

「学校法人東北芸術工科大学教員業績評価委員会設置規程」に基づき、全開講科目の中で 5 段階評価による設問項目の平均値が下位 5% 及び 3.0 未満の回答があった科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」へ「現状報告および授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。令和 5（2023）年度からは、学生からのアンケート回答率が 50% 未満の科目・クラスの担当教員に対しても改善対象者と認定し、同計画書の提出を求めることとしている。

毎年 1 月から 2 月にかけて学生への「学修生活アンケート」を実施し、本学に対する満足度や学修支援改善に向けた資料として活用している。調査結果は「IR 推進室」によって分析のうえ、「学長会」や「代表教授会」及び事務局関係部署と情報共有し、改善につなげている。

4 年生が卒業する際には「卒業生 満足度・学修成果アンケート」を実施している。調査結果は学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、「IR 推進室」が「学修成果アンケート・学生生活アンケート」結果と合わせて分析を行っている。

学生のみならず、保護者からの意見や要望も把握しておく必要があるとの認識から「東

北芸術工科大学保護者会」と連携して、毎年1回「保護者会懇談会」を開催し、個別面談により学生の学修状況の確認を行うほか、本学への意見や要望等を聴取している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生サポートセンター（通称SSC）では、専任研究員の専門的知見に基づいた調査項目を設定し、学生個人の心身の健康に関する「こころとからだの健康調査」を全学生に対して実施している。それらの結果をもとに学生の心身の健康状態を様々な角度から調査・分析を行い、HRI（ハイリスクインデックス／本学独自のメンタルヘルス指標）の開発を行った。HRIは学科教員と共有し、学生面談や進路指導時に活用されている。また、ハイリスク学生に対しては、学生サポートセンターと連携し、優先的に支援する仕組みを構築した。調査結果により、早急に対応が必要な学生については、学生サポートセンターから直接呼びかけを行うなどの支援も実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の学修状況や生活実態を把握し、教育内容や福利厚生等に関わるサービス内容の充実・改善を図るため、全学生を対象に「学修成果アンケート」と「学修生活アンケート」を毎年度実施している。

「学修成果アンケート」では、リモート授業の視聴環境や学生視点での授業選択方法、授業の充実度、「卒業／修了研究・制作展」や大学祭への参加状況、大学生生活の満足度など31の項目を設定し調査を行っている。調査結果を基に、設備・施設等の学修環境への要望については、実態調査を行ったうえで改善に着手している。開講科目の満足度や、指導方法、大学に対する満足度の指標は、学科・コース別に比較し、「教育計画」を策定する際の検討材料として活用している。これらのアンケート結果は「大学公式サイト」を通じて公開している。

「学修生活アンケート」では、学生生活の経費やアルバイトの就労状況、授業や課題への取り組み方、学生生活での悩み、相談先、サークルやチュートリアルへの参加状況など41の項目を設定し調査を行っている。学生生活にまつわる経費やアルバイトの就労状況等については、大学案内等の基礎データとして活用し公表している。睡眠時間、食事回数、学生生活での悩みや相談先についての調査は、学生サポートセンターの予防教育や研究活動にも活用し、改善につなげている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」の運用方法変更による効果等については、次年度以降検証していく。

学生の心身の健康状態については、学生サポートセンターを中心に定期的に把握し、数的根拠を示しながら、実態に合わせた支援を展開していく。今後、予防教育の効果測定指標を定めることで、効果的な事業展開を検討する。

「学修成果・学修生活アンケート」は、継続して実施し、学生動向や思考、改善要望を顕在化させ、学生にとって有効で効率的な支援策を策定する。

【基準2の自己評価】

学部学生の受入れについては、受験生の多様化と時代の変化に対応した学生募集活動を展開しており、18歳人口が減少し続ける中でも、アドミッション・ポリシーに示す能力や資質を持つ入学者を確保できている。

学修支援については、学生支援の拠点となる「学生サポートセンター」を開設したことで、学科教員及び教学1課・教学2課の学科担当職員、専門性を持つセンター教職員が連携を強化し、効率的で充実した支援体制が構築された。更に、教学1課・教学2課所属の副手を各学科・コースに配置し、現場目線で授業や履修、学生生活等を支援しており、教育現場の状況を十分に把握したうえで具体的施策を立案している。

キャリア支援は、キャリアセンターに所属する専任職員4人のうち3人が国家資格「キャリアコンサルタント」の資格を有しており、学生一人ひとりに応じた進路・就職に関する相談・助言体制が整備されている。3年次からはゼミ指導教員等が定期的に学生の進路面談を実施しており、学科とキャリアセンターの協働体制による全学的支援が実践されている。さらには、1年次から4年次までのキャリア教育・キャリア支援の体系化を進め、学生が4年間の学びを通してキャリア形成を図れる仕組みづくりを構築していく。

学修環境については、大学設置基準を十分に上回る校地及び校舎を有しており、安全な教育研究活動が展開されている。情報ネットワーク環境は、学内インターネット回線・インフラストラクチャーともに強化されており、快適で安定したオンライン授業が実現されている。その他各種の学生のニーズを取り入れた施設・整備の改修を定期的に行い、満足度の向上に努めている。

学生生活におけるサービスについては、学生相談を教育の一環と位置づけ、「予防教育」の実施や、困りごとを早期に解決するための支援体制の構築など全学的な取り組みを始めている。学生の心身の健康状態をスクリーニングし、学修や学生生活に関するアンケートを定期的実施することで、学生の現状を理解し、意見や要望を幅広く吸い上げたうえで様々な対策を講じており、学生からのフィードバックを大学運営に活かすための基盤を構築している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、教育目的に定める「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身につけ、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」の実現のため、次の【表 3-1-1】のとおり定め、以下【表 3-1-2】の「4つの力と 10 の能力要素」を学修成果の目標として策定している。

【表 3-1-1】ディプロマ・ポリシー

学部／大学院	内容
学部	<p>東北芸術工科大学は、「芸術立国」を基本理念とし、本学の各学位プログラムの課程を修め、124 単位の単位取得と必修等の条件を充たしたうえで、教育理念に定める、人と自然を思いやる想像力と社会を変革する創造力を身につけ、困難な課題を克服しようとする強い意志と共に、芸術の力を社会のために用いることのできる人材の育成を目的としています。その実現のために、下記の「4つの力と 10 の能力要素」を身につけるべき力として、その修得をめざします。</p> <p>(1) 本質を見ようとする姿勢、純粋な目「想像力」 幅広い知識、多様な視点、豊かな美意識を持ち、世界に内在するさまざまな課題を発見し、説明できる。</p> <p>(2) 想いを形にできる力「創造力」 発想・直感から創り上げたイメージを、具体的に表現し伝えることができる。</p> <p>(3) 問題提起と解決への強い意志「意志」 [芸術学部] 自立した「個」の確立を目指し、その強い意志と芸術の力によって、社会に向けて新鮮で本質的な価値観を提起できる。 [デザイン工学部] 社会のためにデザインの力を用いる姿勢と強い意志を身につけ、困難な問題に対する解決策を提案できる。</p> <p>(4) 社会的・職業的自立のための能力・態度「社会性」 職業観、勤労観を培い、社会人としての基礎的資質・能力を形成し、積極的に社会参加できる。</p>
大学院 芸術工学研究科 修士課程	<p>(1) 芸術・デザインの歴史を学ぶ意味を理解し、その継承と進展を目的として、真摯な学究的態度で専門研究に取り組むことができる。…「歴史理解に基づく専門研究の追求」</p> <p>(2) 人間社会と芸術・デザインの関係、論理的に検証・構築し得る、批評的態度と言語を体得している。…「論理的思考と批評眼の習得」</p> <p>(3) グローバルな視野と同時に、足元の地域や自然環境への愛情を持ち、利他的態度で社会に貢献できる。…「東日本復興をはじめとする、地域課題を解決するための研究をするという態度の醸成」</p>

大学院 芸術工学研究科 博士後期課程	自立した専門家として、独創的な研究や制作を展開するための高度な能力が十分に開発され、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力を習得し、社会の変革を先導する統率力が身についている。
--------------------------	---

【表 3-1-2】 4つの力と 10 の能力要素

身につけるべき力 (4つの力)	能力要素 (10の能力要素)	内容
本質を見ようとする姿勢、純粹な目「想像力」	知識・理解	人間、社会、自然に関する体系的知識の習得と理解
	思考力	正しい情報をもとに、物事を理論的・体系的に考えぬく力
	課題発見力	対象の本質や成り立ちを探求し、その課題を考えぬく力
想いを形にできる力「創造力」	発想・構想力	豊かな感性からの直感を、概念・イメージなどにまとめあげる力
	表現力	概念・イメージなどを、適切な技術・技法を用いて様々な媒体によって視覚化する力
問題提起と解決への強い意志 「意志」	倫理性	[芸術学部] 自らの良心に従い、社会のために芸術の力を用いる姿勢 [デザイン工学部] 自らの良心に従い、社会のためにデザインの力を用いる姿勢
	実行力	[芸術学部] 主体性を持って粘り強く課題に取り組み、周囲を動かし確実に実行する力 [デザイン工学部] 自ら設定した課題に粘り強く取り組み、周囲を動かし確実に実行する力
社会性・職業的自立のための能力・態度「社会性」	基礎学力	読み・書き・計算・コンピュータリテラシー、情報リテラシー
	自己管理能力	自らを律し将来の成長のために主体的に学ぼうとする力
	人間関係形成力	多様な他者を理解し、自分の考えを正確に伝えつつ、他者と協力・協働して社会に参画する力

ディプロマ・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準等については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ以下のとおり策定しており、「学修・学生生活サイト」を通じて周知している。

単位認定基準

1 コマ 80 分の授業を 15 週で行っている。単位数は 80 分の授業時間を 2 時間相当の学修時間とみなし、事前・事後の学修も合わせた時間で設定している。1 単位 45 時間の学修時間が求められるため「授業時間外」での学修時間を必要としている。

単位は、当該授業科目に 3 分の 2 以上の授業参加（出席）があり、シラバスで示す評価方法・基準により、学修成果の成績評価が「D」（合格）以上の場合に付与することとしている。成績評価は、次の【表 3-1-3】のとおり A・B・C・D・F の 5 段階としており、いかなる理由があっても授業時間数の 3 分の 2 以上の出席がない場合は、評価の対象とはしていない。ただし、教育実習や指定感染症など学生本人の責によらない理由により授業を

欠席した場合は、当該欠席が学生にとって成績評価上の不利益を受けないよう、必要に応じて授業で配布された資料の提供や授業範囲の伝達、また授業ポイントの説明などにより配慮している。

【表 3-1-3】成績評価

合否	評価	GP (グレードポイント)
合格 (単位付与)	A 成果が特に優れている	4.00
	B 成果が優れている	3.00
	C 成果が普通である	2.00
	D 単位は認められたが、もっと努力が必要	1.00
不合格	F 授業の重要で基本的な要素を理解していない (59 点以下)	0

成績評価は、シラバスに示す評価方法・基準による中間・期末試験、レポートや課題・作品提出などの学修成果の結果、授業で積極的な質問をするなどの授業態度、授業の要点と質問を短くまとめたミニレポートの提出状況、さらには他学生とのグループワークや地域に赴くフィールドワークの参加状況などを総合的に評価して行っている。現在、ディプロマ・ポリシーに定める「4つの力と10の能力要素」に沿った「ルーブリック」は、「卒業研究」及び「卒業制作」について全学部・学科で策定され、運用されている。

各教員によるシラバス作成時においては、重要事項が明記された「シラバス作成要項」を、兼任教員を含む授業担当教員全員に配布し、周知徹底を図っている。シラバスには授業科目ごとに「科目の目的」「身につけるべき力」「到達目標」「授業概要」「授業形態」「関連科目等」「評価方法」「授業計画」「授業日」「授業担当者」「授業テーマ・主題及び内容・学習目標」「事前・事後学習内容」「課外時間」などを明記している。授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係については、各授業科目のシラバスに「身につけるべき力」とそれに対応した「到達目標」として掲載し、学生へ周知している。

進級基準

2年次から3年次に進級する際には、次の(1)から(3)まですべて満たす必要があるとしており、GPA (Grade Point Average) も考慮したうえで適切に判断している。GPAの計算方法は、算定式も含め「学修・学生生活サイト」上に掲載している。

- (1) 2年次終了時、卒業要件に算入される単位数が50単位以上であること。
- (2) 2年次終了時、学科・コースごとに定める必修単位数の3分の2以上を取得していること。
- (3) 2年次終了時、通算GPAが1.0以上であること。※令和2(2020)年度以降入学生からの適用項目

卒業認定基準

卒業に必要な在籍期間、修得単位数及び学位授与については、次の【表 3-1-4】のとおり設定している。

【表 3-1-4】 在籍期間・修得単位数・学位

在籍期間	修得単位数	学位
4年～8年	124単位	芸術学部 学士(芸術) デザイン工学部 学士(デザイン工学)

他大学等における既修得単位の認定単位数の上限については、「東北芸術工科大学学則」第33条第3項及び第34条第2項に、60単位を上限とすることを定めている。

修了認定基準

修了認定基準及び学位授与については、「東北芸術工科大学学位規程」「修士論文等審査内規」及び「学位授与（博士）に関する内規」で定めている。

大学院芸術工学研究科修士課程では、次の（1）から（3）を満たした場合において修士の学位を授与すると定めている。

- (1) 所属専攻及び他専攻の共通科目と、特別研究科目修得単位を合わせて30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文または特定の課題の研究成果についての審査及び試験に合格する。
- (2) 審査及び試験は、指導教員1人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する2人以上の審査員を加えて行い、修士論文等やその関連する分野について口述または筆記により行うものとする。
- (3) 2年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在籍すれば足りるものとする。

大学院芸術工学研究科博士後期課程では、次の（1）から（3）を満たした場合において博士の学位を授与すると定めている。

- (1) 10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査及び試験に合格する。
- (2) 審査及び試験は、指導教員1人のほかに研究科委員会が研究科の内外から任命する2人以上の審査員を加えて行い、博士論文等やその関連する分野について公開口頭試験により行うものとする。
- (3) 3年以上在籍することが必要である。ただし、特に優れた業績を上げた者については、特例として2年以上在籍すれば足りるものとする。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準

単位認定は、シラバスの評価方法・基準に基づき授業担当教員が行っている。毎学期、教務部長から授業担当教員に対して「成績評価等の基準について」の文書を配布し、【表 3-1-3】に示した5段階評価の内、A・B評価の割合を35%以内かつA評価の割合を10%以内にするといった基準を定めることで、厳格な単位認定を行っている。学期ごとに成績が確定した段階において、学生には単位修得状況やGPAの推移を視覚化した「パーソナル

スコア」を配付し、学生自身に振り返りを促している。また、学生の保証人にも同資料を送付している。

4年間の学修の集大成となる「卒業研究」及び「卒業制作」の単位認定においては、令和3(2021)年度から「ルーブリック評価」を全学部・学科で導入している。卒業時には「学位記」と合わせて単位修得状況とGPAの推移、外部アセスメントテスト「PROG (Progress Report On Generic Skills) テスト」の結果に基づいたディプロマ・ポリシーの達成度を視覚化した「学修成果状況」を卒業生全員に配付している。

進級基準

進級については、学生の修得単位数及びGPAの結果により判断されるため、「代表教授会」において「進級判定」として審議・承認することとなっている。

卒業認定基準

「東北芸術工科大学学則」第48条に卒業について定められており、毎年度教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

修了認定基準

「東北芸術工科大学大学院学則」第38条に修士課程の修了要件が定められており、「東北芸術工科大学大学院学則」第7条において、学長が修了者を決定するにあたっては研究科委員会が意見を述べるものとしている。

卒業／修了研究・制作展

卒業・修了判定の成果発表の場として、毎年2月に本学キャンパスを会場に全学部・学科及び大学院研究科による「卒業／修了研究・制作展」を開催し、学生の作品展示や論文発表を行っている。会期中は外部ゲストによる公開講評や学生自身による作品解説なども企画され、山形県民・市民をはじめ様々な来場者に対して、広く学修成果を公開している。令和5(2023)年度は、来場者の分散と駐車場の混雑緩和のために、開学以来初の平日夜間公開(20時まで)を実施した。来場者数(受付時パンフレット配布人数)は6日間で累計6,075人に及んだ。

平成26(2014)年度から開催している「卒業／修了研究・制作展 東京展」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2(2020)年度は「作品集の発行」、令和3(2021)年度は「360°空間3D-VR撮影技術を用いたオンライン展覧会」を代替企画として実施した。令和5(2023)年度は令和4(2022)年度に引き続き、東京都美術館にて「東北芸術工科大学 卒業・修了展【東京選抜展】」を実施し、同様に、同時期に国立新美術館にて、京都芸術大学と東北芸術工科大学の学生選抜展「Double Annual 2024」を実施した。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

すべての講義科目で「学生が何を学ぶのかを示す規準」と「学修到達レベルを示す基準」をマトリクス形式で示す「ルーブリック」を提示することで、授業履修後の学修到達度を

学生自らが確認できるようにした。これにより、成績評価に対する学生からの確認申請件数が半減するなど、成績評価の客観性が高まった。今後は「ルーブリック評価」を、すべての授業科目で導入できるよう「教務委員会」を中心に推進し、学生がディプロマ・ポリシーに沿った能力を身につけ、自らの伸長を実感できる仕組みを構築する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、教育目的を踏まえ、次の【表 3-2-1】のとおり定めている。

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー

学部／大学院	内容
学部	<p>(1) 芸術・デザインを学ぶ基礎となる全学共通科目においては、大学理念の理解を目的とした「芸術平和学」をはじめとして、「自然・社会と芸術」、「地域の文脈」において、芸術・デザインを社会に生かすための基本的姿勢について学び、「言語と表現」、「社会リテラシー」においては、社会で共通して求められる汎用能力としての語学、コンピュータ、デジタル表現、情報などに関する基礎力を修得します。</p> <p>(2) 各学科が開講する特徴的な専門講義は、全学共通専門科目として開放され、自身の専攻領域に関わらず、学部・学科を越えて幅広く学ぶことができます。</p> <p>(3) 初年次教育は、全学科の学生混成クラスによる「想像力基礎ゼミナール」を開講し、学部学科を越えて、多様な学生が大学で学ぶ意義、目的について考え、共有することで、主体的な学修の実践に入っていける下地を作ります。</p> <p>(4) 専門教育は、専門的知識と作法の修得等を目的とした講義と実習による基礎課程と、より実践的な PBL 演習を中心とした専門課程によって構成され、特に、専門課程では、各学科の独自性を生かしながら、実社会との関わりを意識させる、地域・産業との連携演習を常態化することで、学生の能動的姿勢と取組を高いレベルで要求する教育を行います。</p> <p>(5) 進路教育は、クリエイティブな資質を身につけた人材を育成し、世の中に送り出すことで、社会の変革を目指す「芸術立国」を理念とする本学にとっては、極めて重要な教育です。2年次のキャリア形成論、3年次のキャリア設計論等の正課授業だけでなく、入学時ガイダンス、初年次教育、年に二度行う担当教員との面談、3年後期からの各種のキャリア支援等まで含めた一体的な意識形成プログラムとして取り組み、本学で学んだ芸術・デザインを、自らの人生と社会のためにどう生かすのかについてきめ細かく指導します。</p>

大学院 芸術工学研究科 修士課程	[芸術文化専攻] (1) 領域それぞれの歴史背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「知の追求の場」を目指す科目 (2) 領域を越境した学びと対話を通して「理論的思考」「批評眼」を備えた学生の育成を目指す科目 (3) グローバル・ローカル問わず自身が定めた進むべき世界へ、学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目 ----- [デザイン工学専攻] (1) 各領域の歴史や背景・現況把握から自身の研究における「専門性の深化」「課題解決、発想探求、もしくは問題提起」を目指す科目 (2) 領域を越境した学びと、対話を通して「理論的思考」「批評的態度と言語」を備えた学生の育成を目指す科目 (3) グローバルな視野を持つと同時に地域に対する思慮を持ち、自身の研究を利他的態度で社会に貢献できる環境について学生自身がその道程を自ら考察し検証できる科目
大学院 芸術工学研究科 博士後期課程	芸術によって育まれた感性と良心を基礎とし、自立した専門家として、未来の創造を先導する人材の育成を目指す。 社会に一石を投じるような独創的な研究や制作を展開するための高度な能力を養成するとともに、グローバル社会に貢献するためのコミュニケーション能力、社会の変革を先導する統率力を育成する。

カリキュラム・ポリシーは、「大学公式サイト」及び「学修・学生生活サイト」上に教育目的と合わせて掲載し、社会へ周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに定めた「4つの力と10の能力要素」に基づき、教育課程編成や授業科目内容及び教育方法をカリキュラム・ポリシーに明示している。また、すべての学科・コースが「カリキュラムマップ」を作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを客観的な視点で「見える化」している。

各科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに定めている「身につけるべき力（4つの力と10の能力要素）」との関係を明記することを必須としている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。教育課程は①芸術・デザインを学ぶうえでの基礎と社会人として自立するための汎用力を学ぶ「全学共通科目」②各学科が開講する専門講義を学部・学科を超えて幅広く学ぶことができる「全学共通専門科目」③学科の専門的知識と作法の修得等や実践的 PBL (Project Based Learning) 演習を中心とした「専門教育」—の3つに分類している。

「全学共通科目」では、初年次教育として全学科の混成必須クラスの「想像力基礎ゼミナール」を開講しており、個人による作業からグループでの共同ワーク、クラスの枠を超えた大人数でのワークなどを通じて、学生の「論理的思考能力」「文章力」「社会性」を向上させ、より豊かで深い「想像力」の基礎を育てている。

また、全学共通科目では、クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで社会の変革を目指す「藝術立国」を実現するため、「進路教育」として2年次必修科目である「キャリア形成論」や3年次選択科目の「キャリア設計論」などを開講している。

「全学共通専門科目」では、学生が学科間で共通する専門的な知識や技術を身につけ、学科の専門性を俯瞰できるような幅広い知識を修得するため、他学科で開講している科目の履修を可能にしている。学生は所属する学科以外の10学科が開講している科目を履修することができる。

「専門教育」では、全学科・コースが「カリキュラムツリー」を作成し、学生及び教職員へ明示したうえで、これらの方針に沿った教育活動を展開している。また、専門教育の課程においても学科の特性に沿った「キャリア支援科目」を開講している。

教育課程の編成にあたっては、前年度の10月時点で学科・コースごとに次年度「教育計画」の提出を求めている。教育計画の内容は学部長によるヒアリングの後、学長会において点検が行われ、各学科・コースの課題等が共有される。

履修登録できる上限単位数は、次の【表 3-2-2】のとおり設定している。直前学期の単期GPAを基準に卒業要件に含まれる科目・単位数を対象としており、資格課程など査定外科目（必要条件以外の科目）については、上限の単位数に含めていない。

【表 3-2-2】履修登録できる上限単位数

1年前期の上限	20 単位		
直前学期 GPA と当該学期の上限	1.5 未満	1.5 以上 3.0 未満	3.0 以上
	18 単位	24 単位	28 単位

準備作業を進めてきた新カリキュラムのうち、専門科目においては、各演習に基礎、発展、応用とステップアップの段階を明確化した設定を行い、予定どおり令和6（2024）年4月からスタートする。

3-2-④ 教養教育の実施

「東北芸術工科大学基盤教育研究センター設置規程」に基づき「基盤教育研究センター」を組織し、「全学共通科目」の課程編成を統括している。全学共通科目は、科目を<基盤科目群><リテラシー科目群>の2つに大別し、履修の流れを「全学共通科目学び方MAP」として示している。

<基盤科目群>は、「大学の理念」「自然・社会と芸術」「地域の文脈」の3つの分野で構成している。それぞれに卒業要件単位数を設定し、学生へ文理融合また領域越境の学びを促している。

<リテラシー科目群>は、「言語と表現」「社会リテラシー」「キャリアデザイン」の3つに体系化している。それぞれに卒業要件単位数を設定し、学生がアート・デザインに限らず社会で求められる汎用能力の基礎を修得できるようにしている。

教務部長直轄で理念科目の編成や初年次教育の内容等を検討する「初年次教育・共通科目教育課程検討部会」も定期的に開催しており、授業内容の確認及び検討を継続的に行っている。

準備作業を進めてきた新カリキュラムのうち、基盤教育科目においては、7つの分野から学べるカテゴリー（環境・地域、ICT、社会力、人文社会、自然科学、グローバルコミュニケーション、アート&デザイン）を用意するなど、学ぶべき科目をわかりやすく整備し、予定どおり令和6（2024）年4月からスタートする。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

英語教育では、オンデマンド配信による「eラーニング」を導入している。教員が定期的に学生の進捗状況を管理しながら、学生が主体的に学習する能動的な学びの実現を目指している。専門教育における演習科目では、学生が地域や企業と積極的に関わりながら、まちづくりやデザインの現場で積極的に学ぶことができる「コミュニティ・ベースト・ラーニング（C.B.L.）」の手法を取り入れている。その内容はフィールドワーク、ボランティア、産学連携などに及んでいる。

図書館内には「ラーニング・コモンズ」を整備し、学生が授業の合間に自主的な学習に取り組めるような環境を整備している。

学期末には学生への「授業評価アンケート」を全開講科目で実施しており、結果については学生及び教職員へ学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、公開している。

「授業評価アンケート」結果については、前述（基準項目 2-6-①）したとおり、令和5（2023）年度から、より具体的な内容を把握するために「チェック方式」による回答とし、賛否の数により直接点検するなど質問方法と内容を改定した。全開講科目の中で評価平均下位5%科目の回答の科目の担当教員並びに学生からの授業評価アンケートの回答率50%未満の科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」へ「現状報告および授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を、学位を与える教育課程共通の考え方や尺度（アセスメント・プラン）に則って点検・評価を行うことで、教育の質保証、本学教育力向上への不断の改善に取り組む。

また、令和6（2024）年4月からスタートする新カリキュラムについては、導入後の検証・分析も行いながら、到達目標を明確にした上で、「教員が何を教えたか」から「学生が何を身につけたのか」を重視した学生の「主体的な学び」への転換を行う。この「主体的な学び」を実践するために、授業時間と授業外学修時間の明確化、基盤教育と専門教育の学びの接続、再評価制度等の体制を整備する。学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定して積極的に課題を明らかにし、次の改善へ結

びつけられるような PDCA サイクルを確立する。

さらに、上記の点検・評価の結果から、卒業認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等を明らかにし、入学に際して求める基礎的な知識水準や意欲、態度などを示すものとして、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）へのフィードバックを展開する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学生の学修成果は、就職内定率、卒業時就職満足度アンケート結果、卒業生アンケート結果、GPA・成績分布状況及び外部テスト結果等により評価している。

教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で、三つのポリシーに則した評価指標に基づき、学生の学修成果を点検・評価する「アセスメント・ポリシー」を定めている。点検・評価については、「機関レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」の3つのレベルにおいて多面的に行っており、結果をフィードバックすることでディプロマ・ポリシー全体の評価を行い、改善につなげている。

機関レベルの評価

学生が卒業時にディプロマ・ポリシーに到達しているか否かを評価するため、GPA や修得単位数、外部アセスメントテスト結果のほか、就職内定率や教員採用試験合格者数・合格率、卒業生アンケート結果等を活用している。

教育課程レベルの評価

年度ごとの GPA や修得単位数だけでなく、正規雇用率、進路選択パターン別決定割合や、学修成果アンケート結果等を活用している。令和元（2019）年度からは、学修成果の点検・評価のために外部アセスメントテスト（PROG テスト）を導入し、学修成果の可視化を図っている。

授業科目レベルの評価

成績分布状況や、授業評価アンケート結果を活用している。また、学期ごとに「成績評価の基準等について（確認）」を授業担当教員へ配布することで、成績評価の信頼性・妥当性を確保し、厳格な成績評価を行うよう周知している。成績分布状況及び授業評価アンケート結果は、学修支援ポータルサイト「NETBUS」に掲載し、全学生及び教職員に公開し

ている。

その他外部評価

三つのポリシーを踏まえた大学全体・学部の取り組みの適切性及び教育課程編成に関する点検・評価を行うため、毎年1回、地元産業界と「地学連携懇話会」を開催し、企業へのアンケートを実施している。

これらの評価指標は「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」に基づき、「IR推進室」が分析を行っている。入学者選抜の妥当性を高めるため、すべての入試区分別に入学後の学修状況等の調査・検証も行っている。

令和元（2019）年度からは、学修成果の点検・評価のために外部アセスメントテスト（PROGテスト）を導入し、1年生及び3年生の全学生を対象に実施している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

前述（基準項目3-3-①）した学修成果の点検・評価結果は、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて「学長会」、「代表教授会」等でフィードバックされている。

学長会では、学科・コース別就職率、進路満足度、各種アンケートの分析結果、入学者選抜状況等について点検・評価を行っており、結果については各学科・コースにフィードバックしたうえで改善を求めている。評価にあたっては、全学科・コースの志願状況や各種アンケートの分析結果、就職内定状況等が一覧できる「学修成果等学科（コース）データ」を活用している。

前年度の教育に対する「自己点検・評価報告書」及び次年度「学科（コース）目標」を学部長及びコース長が作成し、学部長によるヒアリングの後に学長会で審議を行っている。結果については学部長がとりまとめ、学部長・コース長へフィードバックしている。

代表教授会では「学修成果アンケート・学生生活アンケート」の分析結果や進路状況について点検・評価を行っている。

卒業生の就職状況等に関しては、本学卒業生の就職先企業及び卒業生へアンケートを実施し「学修・学生生活サイト」で調査結果を公表するとともに、調査結果は代表教授会にて共有し、教育活動等の改善に反映させる仕組みを構築している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

令和6年（2024）年度からの新カリキュラム等のスタートに向けて、学部長及び教務部長で構成する「教育課程・学位プログラム検討会議」により計画的な準備を進め、新カリキュラムを決定した。この新カリキュラムでは、学生が自律的に取り組み、「主体的な学び」を実践できるものとし、「学生が何を身につけたか」が可視化され、アセスメントテスト（PROGテスト）等を活用し客観的指標を基に確認することにより、次年度以降、学修成果の目標の達成状況について検証していく。

【基準3の自己評価】

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を、学位を与える教育課程共通の考え方や尺度（アセスメント・プラン）に則って点検・評価することで、教育の質保証及び教育力向上につなげている。また、今後は学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定して積極的に課題を明らかにすることで、次の改善に結びつける PDCA サイクルの確立を目指す。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長の職務と権限は「学校法人東北芸術工科大学組織規程（以下「組織規程」という）」第 2 条第 2 項において「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を総理し、教育職員を総督する」としており、学長を大学運営の意思決定に関する最高責任者と位置付けている。「東北芸術工科大学学則（以下「学則」という）」に定める入学許可（第 22 条）、休学（第 42 条）、復学（第 43 条）、転学（第 44 条）、留学（第 45 条）、退学（第 46 条）、除籍（第 47 条）、卒業（第 48 条）、表彰（第 50 条）及び罰則（第 51 条）においても、学長が意思決定することを明確に規定している。

大学の運営に際しては、教学及び事務局の責任者が一体となり教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため「東北芸術工科大学学長会設置規程（以下「学長会設置規程」という）」により、学長の下に「学長会」を設置し、学長が議長となりリーダーシップを発揮できる体制を構築している。学長会では「学長会設置規程」第 3 条により、次の事項（1）から（6）に関する基本方針について審議及び協議を行っている。

- (1) 大学の将来構想、戦略策定に関する事項
- (2) 学部教育課程編成及び大学院教育課程編成に関する事項
- (3) 教育組織、自己点検・評価、外部評価等を含む教育に関する事項
- (4) 入学試験及び学生募集に関する事項
- (5) 進路支援及び学生生活支援に関する事項
- (6) その他教学全般に関わる重要な事項

学長会は、原則として毎週 1 回開催している。メンバーは「学長会設置規程」第 4 条により、学長、副学長、研究科長、学部長、基盤教育研究センター長、事務局長及び教学 2 課長のほか、理事長、副理事長及び理事の法人役員、また事務局の部長職、学生募集、学生生活支援及び進路支援の担当課長で構成されており、学長は教学全般の諸課題に対して出席メンバーから幅広く意見を聴取することで、総合的な観点から迅速に意思決定できる体制を整えている。

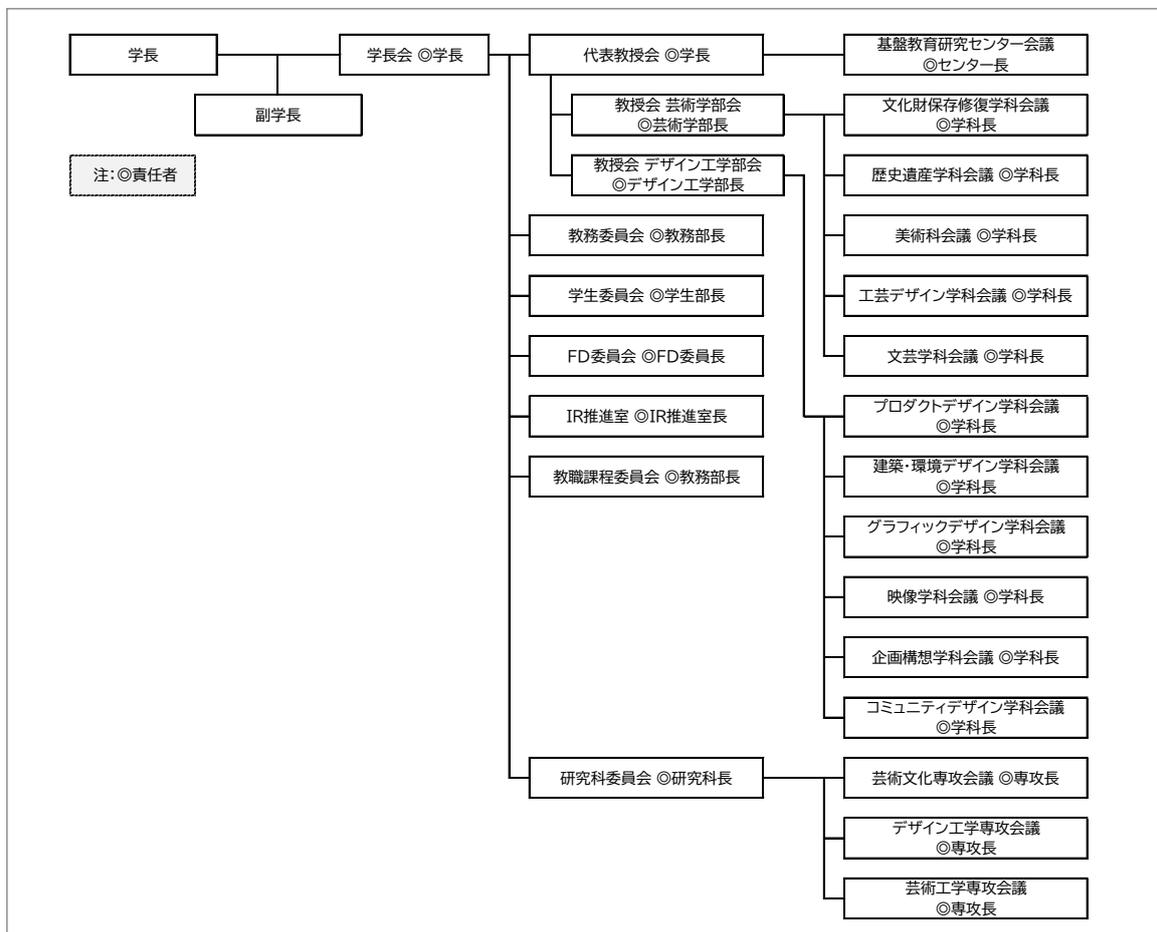
学長を補佐する副学長は「組織規程」第 3 条において「大学に副学長を置くことができる」としており、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどるとともに、学長に事故

がある時、または学長が欠けた時は、その職務を代理し代行できる体制を整えている。現在、学長裁定による副学長の担当分野は「学生支援」及び「特命事項」としており、主な校務は ①学生の支援（学生相談・障害学生支援）に関する事 ②学生の課外活動に関する事 ③学生の事件・事故に関する事 ④キャンパス・ハラスメント防止に関する事 ⑤学科・コースの教育力強化に関する事 ⑥その他学長が特に命ずる事項に関する事と定めている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的等の達成に向けて学長がリーダーシップを発揮できるよう、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した全学的教学マネジメント体制を、次の【図 4-1-1】のとおり整備している。

【図 4-1-1】全学的教学マネジメント推進体制図



学部については、「組織規程」第 4 条第 1 項に「学部に学部長を置く」としており、学部長の役割を第 4 条第 2 項において「学長を補佐し、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各学科については「組織規程」第 5 条第 1 項に「各学科に学科長を置く」としており、学科長の役割を第 5 条第 2 項において「学部長を補佐し、所属する学部長の命を受けて、当該学科の教育及び研究に関する業務を管

掌する」と定めている。

大学院については、「組織規程」第 6 条第 1 項に「大学院に研究科長を置く」としており、研究科長の役割を第 6 条第 2 項において「学長の命を受けて、大学院の教育及び研究に関する業務を統括する」と定めている。各専攻については、第 6 条の 2 第 1 項に「大学院の各専攻に専攻長を置く」としており、専攻長の役割を第 6 条の 2 第 2 項において「研究科長を補佐し、研究科長の命を受けて、当該専攻の教育及び研究に関する業務を管掌する」と定めている。

前述（基準項目 4-1-①）した学長会のほか、学長が主宰する「代表教授会」、学部長が主宰する「教授会部会」、研究科長が主宰する「研究科委員会」等を設置している。「学則」第 10 条においては、学長が次に掲げる教学に関する重要事項（1）から（3）について決定を行う際に、教授会が意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

「代表教授会」は、原則として毎月 2 回開催している。構成メンバーは学長、副学長、学部長、基盤教育研究センター長、入試部長、教務部長、学生部長、就職部長、高大連携推進部長及び各学科長、事務局から事務局長、各課長が加わり、上記事項（1）から（3）及び学長・学部長が司る教育研究に関する事項について意見を述べることができるとしており、学長は教学全般の状況や様々な諸課題に対して広く意見を聴取している。

なお、教学マネジメント体制整備の一環として、令和 6（2024）年 1 月の学長会において、「東北芸術工科大学教授会細則」及び「東北芸術工科大学大学院研究科委員会細則」の改定について審議し、令和 6（2024）年 4 月 1 日より施行することが決定された。主な改定内容は下記のとおりである。

- (1) 教授会が「代表教授会」、「学部学科長会議」及び「学科会議」で構成されることとし、「教授会部会」を廃止、「学科会議」の位置づけを明確化する。
- (2) 研究科委員会の構成は大学院学則第 5 条に定められているため削除し、「専攻会議」については、「専攻会議を置くことができる」とする。
- (3) 「代表教授会」、「学部学科長会議」、「学科会議」について、各会議における構成員及び審議事項を定める。
- (4) 「代表教授会」が学校教育法施行規則第 143 条第 1 項に定める「代議員会」であることを明確化する。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

業務執行にあたり、教学マネジメントにおける各種組織体【図 4-1-1】には職員が配置されており、教育及び学生支援の運営が行われている。

組織体制は「組織規程」第 11 条に基づき整備されており、大学事務局の構成及び職員の役割は「事務分掌」に整理されている。

教学部門の業務を担う事務局組織として、事務局長の下に、芸術学部・大学院の教務及び学生生活支援企画の実務を担う「教学 1 課」、デザイン工学部の教務及び教務企画開発の実務を担う「教学 2 課」、学生募集・入試実施の実務を担う「入試課」、就職支援の実務を担う「キャリアセンター」の 4 課を置いている。

当該部門には適切な人員を配置し、各課が相互に連携を図りながら機能的な教学運営が行われるよう努めている。各課には学科・コースごとに「学科・コース担当職員」を配置しており、各学科会議には上記部門から担当職員が出席し、教員と職員それぞれの立場から提案を行い議論するなど「教職協働」による実務が遂行されている。

事務局長は教学部門 4 課の担当課長と総務部長を交えて「教学関係ミーティング」を毎月 1 回実施し、大学教育の根幹となる「三つのポリシー」と関連付けた運用面の相互確認及び「事業計画」で定めた目標達成に向けて進捗状況の確認を行っている。

学長の意思決定にあたり、担当課長は政策づくりに必要となる教育情報等を集約・分析のうえ、学長会にて企画提案を行っている。大学の意思決定を支援するための現状把握と調査・分析機能の強化を目的として設置された「IR 推進室」にも検討メンバーとして参画し、大学の将来構想や戦略の策定及び意思決定等における支援を行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

週一回開催している「学長会」を中心とした教学マネジメント体制については、細則の改定により、改めて「代表教授会」、「学部学科長会議」、「学科会議」の各組織の役割が明確化され、決定事項の共有と諸課題に対する上程の体制が整った。

今後も学長の適切なリーダーシップを支えるため、上記会議および教員と職員で構成される各種委員会等からも積極的な意見具申を求めるとともに、随時組織体制や職員の配置等の見直しも実施し、権限の分散と責任の所在を明確にしていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員数は、教育目的・教育課程に即して、大学設置基準が定める基準数を確保し、適切に配置している。なお、研究科においても学部教員が兼任し、大学院設置基準に基づき適切に配置している。

教員の採用は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の採用手続きに関する規程」に基づき実施している。公募を原則に広く適任者を求めるものとし、各学科等に

における専門分野や職位・年齢構成はもとより「本学の建学の理念に共感し、ビジョンの達成に向けて情熱を傾けることができる人物であるか」という視点を重視しながら、研究業績・教授能力等を踏まえ総合的に判断している。

また、令和4(2022)年度より導入した女性教員の確保に向けた取り組み「ポジティブ・アクションに基づく女性教員の積極的な採用制度」の運用により、教員の男女構成比率も改善されている。

採用手続きは、「学校法人東北芸術工科大学教員選考委員会設置規程」に基づき、当該年度の全体の採用計画を「常任理事会」へ諮った後、学科の意向を尊重しつつ、再度「常任理事会」にて個々の採用案件にかかる「採用方針―求める人材像」について審議を行い、承認後に公募を開始している。選考にあたっては、書類選考・一次面接を経て、模擬授業の実施及び学長が議長を務める「教員選考委員会」において二次面接を実施し、理事長の最終面接により採用者を決定している。

教員の昇任は、「学校法人東北芸術工科大学教育職員及び研究職員の昇任人事に関する規程」に基づき、授業評価アンケート結果、ゼミ指導学生の就職内定率データ、学生募集に対する貢献度及び教員ポートフォリオ等過去3カ年の業績評価等を基に、審査している。

審査にあたっては、学科長等の推薦により、学部長が候補者の原案を作成し、学長会での意見聴取を経て「教員選考委員会」にて面接審査を行い、最終決定している。ただし、教授昇任候補者については、最終的に理事長面接を経て昇任者を決定している。

なお、業績評価については、平成24(2012)年度から開始した教員ポートフォリオに基づく「業績評価制度」に沿って運用されている。年次「教育計画」は、建学の理念の具現化に向けて示されたビジョンに紐づく形で策定されるが、各教員は当該計画に基づき「教育・研究活動」「大学運営」「学生募集」「進路指導」の4分野において学科長等との面談のうえ個人目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいる。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「東北芸術工科大学FD委員会規程」に基づき、学長会の下に「FD委員会」を設置している。FD委員会では次の(1)から(6)の事項を審議することとしており、前年度の事業報告を基に各年度の事業計画を定め、組織的なFD活動を推進している。

- (1) 教員の能力開発全般に関する事項
- (2) 授業方法の改善に関する事項
- (3) 高等学校との接続教育に関する事項
- (4) 学習成果及び授業評価に関する事項
- (5) 学生の学修・生活指導全般に関する事項
- (6) その他FDに関する重要事項

令和5(2023)年度は、「本学生の学びを活性させ、主体的な学びを引き出すための教育や手法を研究、協議、向上させること」、「FDの他大学・機関と連携、共同し、培ってきた観点での事業展開も目指すこと」及び「授業を担当する全専任教員・研究員がFD事業に

取組むこと」を目標に FD 事業を展開した。具体的には、「学びのユニバーサルデザイン (UDL) で幅広い教育ニーズに対応できる講義を」、「現行ルーブリックの点検と今後のルーブリック作成について」をテーマに研修会を開催した。ディプロマ・ポリシーに直結する「卒業研究」及び「卒業制作」におけるルーブリックの策定は、令和 2 (2020) 年度から継続して取り組んでいる。

令和元 (2019) 年度からは「学生 FD 委員」を任命し、半年に一度、FD 委員の教員と学生 FD 委員による意見交換の場を設けている。今年度は本格的に導入したルーブリックについて意見交換を行い、次年度以降のルーブリック作成の際の改善への参考とした。

前述 (基準項目 2-6-①) のとおり、学生への「授業評価アンケート」を、令和 5 (2023) 年度から、より具体的な内容を把握するため「チェック方式」による回答とし、賛否の数により直接点検するなど質問方法と内容を改定した。全開講科目の中で評価平均下位 5% 科目の回答の科目の担当教員並びに学生からの「授業評価アンケート」の回答率 50%未満の科目の担当教員に対しては、「教員業績評価委員会」へ「現状報告および授業改善計画書」の提出を求め、当該教員の教授力に対する指導・育成等を行っている。その結果、「授業評価アンケート」の全学平均値は、令和 5 (2023) 年度において、前期 3.35、後期は 3.43 と学期ごとに向上しており、着実に改善が促進されている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員の採用については、今後も教育目的・教育課程に沿った適切な確保・配置となるよう教員採用計画に基づき、計画的に実施する。また、基幹教員制度やクロスアポイントメント制度の導入を視野に、優秀な教員の確保に努めていく。また、平成 24 (2012) 年度から開始した教員の業績評価制度は、令和 6 (2024) 年 6 月改定に向けて準備を進めており、更なる組織力の向上を目指す。

FD については、体系的なプログラムを構築したうえで実施しており、教員参加率 100% を達成している。教育内容・方法等の改善や職能開発については、今年度実施した「学生 FD 委員」とのルーブリックに関する意見交換結果や、「授業評価アンケート」の結果を次年度以降の改善施策に反映するなど、引き続き組織的かつ体系的な研修を継続して計画し実行していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学を取り巻く競争環境の変化、学生の多様化や質的变化、学校法人のガバナンス強化など大学経営上の様々な対応が求められる状況下において、「複雑化に対応できる職員の育成」及び「職員の成長を大学の繁栄に結びつける」ことを目指し、令和元（2019）年6月から「職員人事給与制度」を導入し、運用している。この制度は、職員としてのキャリアステップを7段階の等級として定め、等級ごとに求められる「期待役割」「能力・行動基準」及び「思考・姿勢」を具体的に明示し、職員自身が配置等級で期待される役割を理解したうえで業務に取り組むとともに、上位等級へのステップアップを視野に入れて自己成長、また役割の拡大を図ることを目的としている。

この制度は基準が明確な「役割等級基準」を軸とし、「育成・評価・処遇」の3つが連動することにより、職員の成長意欲が組織力の向上につながる仕組みとなるよう体系的に整備したものである。

また、当該制度に基づき、職員個々の知識やスキルがSD研修を通して高められ、職員自身はその成長を実感することによって、学び・育ち合う組織風土が醸成されることを目指し、体系的な「SD研修制度」を整備・運用している。令和4（2022）年度より、専任職員のほか、嘱託職員や再雇用職員にも同様に研修の機会を提供し、大学事務職員としてのスキル向上に取り組んでいる。いずれの研修においても、研修受講後に所属部署をまたいだグループディスカッションを実施することにより、受講内容の定着のみならず、他者・他課への理解が促進され、組織力強化に効果をもたらしている。また、大学を取り巻く諸制度の大幅な変更に対応していくため、「大学職員としての知識・スキル向上」の必要性に鑑み、「高等教育政策の動向を大学業務へ活かす研修」を管理職対象に実施した。更には、近年、経済や社会構造が変化する中で増加傾向にある労働者のメンタル不調への対策に着目し、ラインケア（管理職対象）の研修会を実施する等、組織力の維持・向上に向けた学びの機会を創出している。

その他、新規採用者研修は教職員合同で実施し、副学長による理念や教育方針等の講話、学生募集や就職指導の重要性については各部長より直接メッセージを伝えることで、目指すべき方向性を共有し、教職協働で取り組む意識が根付くような仕組みを整備している。

職員の資質・能力向上を目的としたもう一つの取り組みとして、職員人事給与制度における「職員ポートフォリオによる目標管理制度」がある。この制度は教員の業績評価制度同様、建学の理念の具現化に向けて示された中期計画「TUAD vision2024」に基づき策定される事務局目標について、目標達成のための戦略計画を個人目標へブレイクダウンすることで、大学と職員の間で目指すべき方向を一致させ、相互の成長を促進する狙いがある。個人の目標設定から達成までを課長等との面談を通して進捗管理し、全管理職の合議にて決定した評価結果を、職員一人ひとりにフィードバックすることで、今後の業務改善や個人のステップアップにつながる仕組みを意図している。

当該制度は導入からの年数は浅いが、組織として進むべき方向性が明解であり個人の資質向上にもつながっていることから、一定の成果を上げていると言える。なお、事務局職員のSD研修制度の概要は、次の【表4-3-1】のとおりである。

【表 4-3-1】事務局職員 SD 研修制度

SD 研修制度概要					
内容	役割等級別研修	大学職員 SD 研修	昇格者研修	新規採用職員研修	部署別研修
目的	役割等級毎に求められる能力・行動基準を高め、開発・強化・意識化を目指す	大学職員として必要な知識・技能を習得する	昇格後の役割等級基準を満たすように能力・行動基準を高める	本学職員としての姿勢と必要な知識を身につける	部署別に求められる専門性を高める
研修方法	年次事務局課題に沿った方針により、研修方式を決定し、実施する	動画の視聴やリモート研修に参加し、レポートを提出する	通信教育によるテキスト研修を実施する	新規採用時に実施する	部署毎に必要な研修形式により実施する
備考	人事給与制度における「評価制度－職員 PF」に連動	大学運営や教育に関する内容		教職員合同による研修（理念・歴史・教育方針等）	
研修後の対応	研修レポートの提出及び同研修の受講者同士で振り返りを行い、日常業務への定着を図る	研修レポートの提出	研修中にレポートを提出し、添削を受ける	研修レポートの提出	

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

「目標管理制度」の適正な運用と「SD 研修制度」の更なる充実により、職員の資質・能力の向上を図る。特に SD 研修については、これまでは一般的なビジネスの知識やスキルの習得・向上を目的に実施してきたが、昨今の大学を取り巻く環境の著しい変化により「大学職員としての専門性」への理解がより一層重要になってきた。そのため、それら専門性を高めることに重点を置きながら、個々の業務状況に応じて多様な知識・スキルも身に付けることのできる研修制度への見直しを図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、各学科・コースにおいて制作すること自体が研究であるとともに、成果を発表・公開し、社会のリアクションを分析して教育に反映させるといった一連の流れ全体を研究活動と位置付けている。研究環境の整備は、大学として「発表の場やその機会」を教員・学生に提供し「研究活動を活性化」することでもある。

研究環境整備の一環として、平成 30 (2018) 年度には学内ギャラリー全てをリニューアル

ルし、新たに発表・公開スペースを3カ所増設した。これにより、複数の展示会を並行して開催できるようになり、教員の個人研究や学科企画、学生によるグループ企画など、広範囲の研究発表が可能となった。整備後の活用件数は、によるグループ企画など、広範囲の研究発表が可能となった。整備後の活用件数は、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6ヵ年平均で60件以上に達している(コロナ禍の令和2年度及び令和3年度は入館規制により学生への貸出は中止した)。

また、デザインによる産学振興を支援する窓口として「共創デザイン室」を設置しており、地域や企業等から寄せられる社会課題を学生の教育に積極的に取り入れ、教員のみならず学生が実務的なデザイン業務を体験できる仕組みを整備している。

共創デザイン室に所属する産学連携コーディネーターが地域・企業等からの委託研究を受注するほか、契約行為や研究の企画・マネジメント等の事務手続きを担うことにより、教員が研究プロジェクトの推進に注力できる環境を整えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動等における責任と大学としての管理体制を明確にするため、公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為の防止に関する各種規程を整備している。その取り組みについては、以下、「機関内の責任の明確化」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」「研究費の適正な運営・管理活動」「情報発信・共有化の推進」及び「モニタリングの実施」の6つの項目を掲げ、大学としての姿勢を宣言している。

さらに具体的な管理体制として、「不正防止等に関する学内規則等」「本学の行動規範」「本学の責任体制」「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「研究費の適正な運営・管理活動」「不正に関する通報・調査及び内部監査」からなる6つのカテゴリーに分けて、関係する規程等を策定し、「大学公式サイト」を通じて公表している。

研究倫理教育の対象となる専任教職員には、平成28(2016)年度から「日本学術振興会」が提供している「研究倫理eラーニング」の受講を義務付けており、対象者全員が受講している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では教員の学術研究の成果向上及び教育の質の向上を目的に「個人研究費」が交付されている。この研究費は、各教員が専攻する学術分野に関する調査・研究の遂行を支援するとともに、日常的な教育研究活動を支援するための研究支援金でもある。個人研究費は教員の職位により、教授、准教授、講師に対しては上限35万円、特任教授、助教に対しては上限30万円が交付されており、文化財保存修復研究センターに所属する研究員に対しても上限35万円が交付されている。

地域や社会に向けて広く本学の良質な教育研究内容を還元できる企画や、外部の団体・学科横断で学生と共に取り組む研究プロジェクトに対しても財政的な支援を行う「学部長予算制度」を設けている。研究費の上限は1件あたり40万円としており、公平な配分を

前提としていることから、他予算からの経費補助がないことを条件としている。

加えて、教員が個人または組織で取り組む教育研究活動を財政的に支援し、優れた研究成果や知的財産を通じて本学の教育品質の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした「学長裁量教育研究費制度」を設けている。

また、人的支援体制としてリサーチ・アシスタント制度を導入している。研究活動の補助者として優秀な大学院博士後期課程の学生を研究プロジェクト等に参画させ、学術研究等の推進及び研究支援体制の充実・強化、若手研究者の養成・確保を促進する体制を整備している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備について、学生及び教員の研究成果発表の機会を広げるために、学外に整備した大学運営ギャラリーの稼働率を上げるための施策を立案・実行する。

産学連携事業を基にした教育研究素材となりえる適切な内容の案件と件数を安定して供給するために、行政や金融機関と連携を密にし、本学の教育研究シーズの理解促進を図る。

研究倫理 e ラーニングについては、兼任教員及び学部生の受講体制を確立するために、主幹となる部署への実現方策を提供する。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を設置し、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。また、学長を補佐する体制として副学長を置き、担当分野を明確に定めている。

教員の配置については、大学設置基準に基づき大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用や昇任についても、本学方針に基づき学内規程等を整備し、適切に運用している。

教育内容・方法等の改善や職能開発については「学生 FD 委員」を任命し、学生から定期的に率直な意見交換の場を設けるなど、積極的に教授法の開発や指導力の開発に向けて取り組んでおり、組織的かつ体系的な研修を計画し実行している。

職員の研修については、体系的な SD 研修制度を設け実施している。また、人材育成を目的とした「目標管理制度」と連動する仕組みとすることで、継続的な能力向上を目指すとともに、研修後のディスカッションを通し、学びの定着化を図っている。職種の枠を超えた新規採用者向けの研修の実施により、教職協働の組織風土が醸成され、目指すべき方向性の共有化が図られている。さらに、近年の社会情勢を踏まえ、管理職を対象とした「大学職員としての知識・能力向上に特化した研修」や「労働者のメンタル不調対策ラインケア研修」を実施する等、必要性に鑑み、適切な研修を実施している。

研究支援は、学外にホワイトキューブ型のギャラリーを整備し運用を開始した。運用開始により、学科等での教育活動のほか、学生による自主企画など、研究成果発表の機会創出及びアートマネジメント教育の充実に繋がっている。産学連携事業は、学科横断型で一

つの研究事案に取り組む研究案件の提供を充実させ、実社会と同じく異分野の専門家と共創したモノ・コトづくりの実践型教育研究に繋げている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学のガバナンス・コード第 1 章の前文において、「学校法人東北芸術工科大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。」と宣言することで、経営の規律に関する原則を明確にしている。

また、「本法人は、公（山形県、山形市）が設立した学校法人という経緯もあり、地域社会における知的基盤として、不断の改革を進めてきました。そして、その行動規範を示すのが「大学設立の宣言」です。設立の宣言は、入学式・卒業式の式典の冒頭で朗読され、入学案内の冒頭に記されるなど、学生、教職員の信条・行動指針となっています。」と謳われている。

経営に責任を持つ役員及び理事会については、「寄附行為」第 5 条から第 16 条において役員の定数、選任手続、任期及び職務並びに理事会の設置・運営等に関する事項を規定している。評議員会については、「寄附行為」第 17 条から第 23 条において設置、諮問機能、役員への意見具申、構成員の任期及び選任手続等に関する事項を規定している。「寄附行為」第 33 条では、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等を作成し、監査報告書とともに事務所に備えて置くとしており、請求があった場合は閲覧に供するとしている。

学校運営に関しては、「東北芸術工科大学学則」及び「東北芸術工科大学大学院学則」によって、本法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めている。また、「学校法人東北芸術工科大学就業規則」において服務規律を定め、規律ある公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人東北芸術工科大学監事監査規程（以下「監事監査規程」という）」「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」「学校法人東北芸術工科大学個人情報保護方針」「学校法人東北芸術工科大学内部監査規程（以下「内部監査規程」という）」、「学校法人東北芸術工科大学公的研究費の管理における不正行為の防止に関する規程」及び「学校法人東北芸術工科大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、経営の規律と誠実性を維持する体制を整えている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人では「寄附行為」及び「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」により理事会の決定事項を規定しており、事業計画、予算、事業報告及び決算のほか、法人運営における重要事項の審議を適正に行うことにより、本法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。

教学部門は「教育計画」、事務部門は「重点課題」に基づき、単年度の事業計画及び予算を策定するとともに、前年度事業の自己点検・評価を踏まえたうえで、教育目標や事務局部署目標、予算案を作成する PDCA サイクルを回すことにより、本法人の使命と目的の実現に向けて、計画的かつ戦略的な業務遂行に努めている。

過年度の事業報告を含む財務情報及び教育研究活動情報は「大学公式サイト」を通じてこれらの取り組みを公表している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

平成 20（2008）年度から BEMS（Building Energy Management System）を導入し、燃料別及び棟別のエネルギー消費原単位 GJ（ギガジュール）の推移を把握している。

各機器の発停制御をきめ細かく実施し、省エネルギー化を推進するため、高効率の空調・照明（LED）更新工事を実施し、OA 機器を国際エネルギースタープログラム適合機器へ順次更新している。国が定める温室効果ガス削減 2030 年目標（2013 年度比－46%（さらに 50%の高みに向け、挑戦を継続する））に鑑み、大学全体の CO2 排出量は、下表【表 5-1-1】のとおり、平成 25（2013）年度と令和 5（2023）年度で比較すると、10 年間で－35% となり、当初目標まで－11%、半減目標まで－15%と残り 7 年での達成が視野に入ってきている。

【表 5-1-1】東北芸術工科大学 CO2 排出量

年度	CO2 排出量 (kg/年)	削減率 (%)
平成 25 (2013) 年度	3,058,411	—
令和 5 (2023) 年度	1,988,522	35.0

人権については、「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」を制定している。学生・教職員等に対するハラスメントに対処する組織として「キャンパス・ハラスメント防止委員会」を設置し、教職員の相談員を配置したうえで、各種ハラスメントに対して迅速に対応できる体制を整備している。ハラスメントへの対応等については、分かりやすくまとめた「キャンパス・ハラスメント防止リーフレット」を学生及び教職員に配布するとともに、学生及び教職員がアクセス可能な「学修・学生生活サイト」上にハラスメントの概要、相談員一覧及び相談申し込みフォームを掲載し、ハラスメントに関する正しい認識の醸成と適切な対処に努めている。

物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理体制及び震災対策については、「学校法人東北芸術工科大学危機管理規程」及び「学校法人東北芸術工科大学危機管理基本マニユ

アル」を設定し、職場の安全に配慮している。災害に対する安全確保については、別途「東北芸術工科大学防災マニュアル」を設定しており、「消防計画」に基づき自衛消防防災組織を編成し、防火・防災両面において万一の際に迅速に対応できるよう、消防署協力のもと学生及び教職員による防災訓練を年1回実施している。

建屋については、大学構内の安全確保を図るため機械警備システム（赤外線センサー、ドア・窓等施錠監視）とICカード入退出管理システムを導入している。前述（基準項目2-5-①）した「施設設備の安全性」にあるとおり、キャンパス構内には40台の非常通報電話を設置し、屋内外に警備員を配置したうえで巡回及び監視を行い、敷地内全棟の出入口にはネットワークで一元管理されている防犯カメラを52台設置している。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災での経験を活かし、災害時に対応できる備蓄倉庫も設け、食料（備蓄米）や燃料、災害用毛布等を備蓄している。災害時の飲料水と調理用水を確保するため、井戸水を利用した災害用配管を整備し、上水道が停止した場合であっても必要な飲料水を確保できるようにしている。水質検査も毎年実施しており、安全性の確保に努めている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、学内における感染拡大のリスクを可能な限り低減し、持続的な教育研究活動を維持するため「東北芸術工科大学新型コロナウイルス感染症へのガイドライン」を制定し、本ガイドラインに基づき「危機管理対策本部会議」を随時開催し、対策に関する決定事項を学生及び教職員に通知してきた。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「5類移行」の決定受け、令和5（2023）年2月10日付けで文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について」の事務連絡がなされたことから、令和5（2023）年4月1日付けで、学生へ以下の内容が通知された。

- ・マスク着用は任意
- ・学生証フォルダ着用は防犯上の観点から継続
- ・新型コロナウイルス感染及びインフルエンザ感染の場合は、従来通り「感染報告フォーム」から報告すること

また、教職員に対しては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に基づき、令和5（2023）年4月1日付けで、「フェーズ1」へ移行した旨が通知された。【図5-1-1】

【図 5-1-1】東北芸術工科大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

東北芸術工科大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

2022/4/1～ フェーズ1

いづれも、**身体的距離の確保・手洗い・3密の回避など「新しい生活様式」を実践した上での対応**である。
山形県が設定する警戒レベルを参考に、本学危機管理対策本部が警戒フェーズを決定する。

市民の 設立入	マスク	東北芸術 工科大学 警戒フェーズ との比較	山形県 警戒レベル	学内での 学生証 フォルダ	授業	学外活動 【日帰り】	学外活動 【宿泊】	就職活動 (インターン ・説明会・面接等)	教員個人研 究室のゼミ 等使用	部活動 サークル活動	会食	本学 主催行事	市 施設
制限解除 入館記録・学外利用ビ ーホルダー着用必須 学生食堂・バーカリーカフェ 稼働利用は平日 14:00 以 上(土曜は営業時間内可)	着用 任意	フェーズ1	レベル1 【注意】	着用 必須	講義:リモート・対面 演習:対面 対面時は常時換気 学期ごとに別途換 気方針を定める	制限解除	学部長決定 ※活動先の感染状 況により制限あり	制限なし	制限解除 ※感染防止対策を徹 底し行動すること ※移動・活動地域の 感染状況に応じて、 当該企業・団体に	申請不要	制限解除	制限解除	制限解除
内展示 観可(THEWINDOW 江OP 262)	着用 必須	フェーズ2	レベル2 【警戒】	原則 講義:リモート 演習:対面 対面時は常時換気	原則 講義:リモート 演習:対面 対面時は常時換気	要学長会 審議 活動前後に抗原検 査 車移動定員 1/2	日程変更・オンライン での参加について相 談すること	申請の上、 学生部長 判断	12名まで ・1テーブル 4名以内 ・2時間以内 ・不織布マス ク着用	条件付 実施	学 観 立 止 ※ ※ ※		
サークル活動停 止・学内無降停	不織布マスク	フェーズ3	レベル3 【厳戒】	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン	中止または オンライン
教員会議 2名まで可 上限23分 持ち時間	不可	フェーズ4	レベル4 【非常事態】	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可
不可	不可	フェーズ5	レベル5 【非常事態】	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

経営に関する情報の公表方法については財務情報も含め、他大学の事例などを参考にしながら改善を重ね、引き続き「大学公式サイト」を通じて積極的に公表する。また、私立学校法など各種法令の改正等を念頭に寄附行為及び法人組織のあり方について検討を進めるとともに、内部統制システムの整備を図ることで、経営の規律及び誠実性の維持向上に努める。

施設改修にあたっては、建設後 30 年以上経過した建物もあることから、中期計画に基づき優先順位を付けて計画的に実施する。改修及び維持管理にあたっては、施設の長寿命化や最新技術による省エネルギー化を図り、大学全体の CO2 排出量の削減への取り組みも含め、引き続き環境保全に配慮する。

人権については、教職員 SD (Staff Development) 研修の中で定期的にハラスメントの原因や対処法を取り上げるなど、全学的にハラスメントの理解を深める機会を設ける。

安全配慮については、災害・事故に備え「危機管理基本マニュアル」及び「防災マニュアル」を定期的に更新したうえで、消防計画に基づいた年 1 回の防災訓練を実施する。感染症等の対策については、学生及び教職員に対して最大限の配慮を行うために「危機管理対策本部会議」による意思決定を迅速かつ積極的に行う。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」の規定に基づき運用されており、理事長・理事の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表 5-2-1】のとおりである。

【表 5-2-1】理事長・理事の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

	寄附行為選任条項	定員：9人以上12人以内	選任方法	現員
理事長	第5条第2項	1人	理事のうち1人を理事総数の過半数の議決により選任	1人
理事	第6条第1項第1号	1人	学長	1人
	第6条第1項第2号	3人以上4人以内	評議員のうちから評議員会において選任した者	4人
	第6条第1項第3号	5人以上7人以内	学識経験者のうち理事会において選任した者	6人

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度にかけて、理事の理事会への出席状況は、次の【表 5-2-2】のとおりであり、令和 5（2023）年度の出席率は 100%である。欠席理事からは各議案への賛否を「議決権行使書」により確認するように努めている。

【表 5-2-2】理事会への理事出席状況（委任状出席理事を含む）

開催年度	開催月日	5月26日	11月24日	12月23日	3月23日	平均出席率
令和 3（2021）年度	理事	12人	12人	11人	11人	100%
	出席理事	12人	12人	11人	11人	

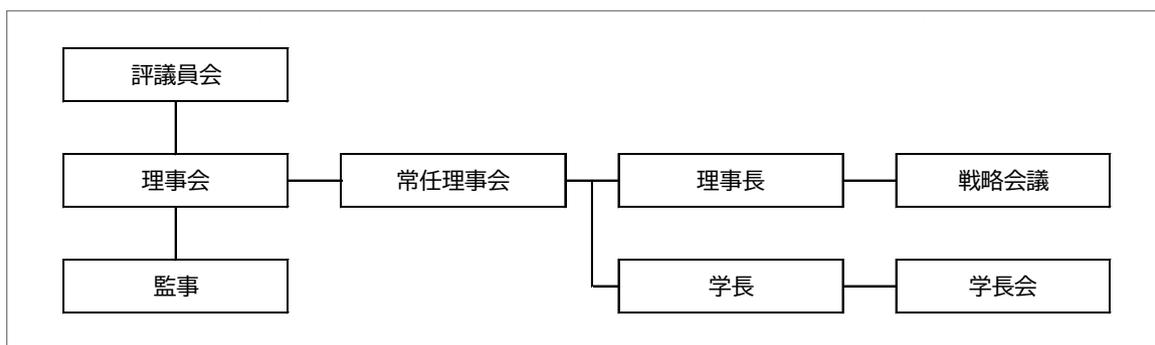
開催年度	開催月日	5月25日	3月22日			平均出席率
令和 4（2022）年度	理事	11人	11人			86.4%
	出席理事	9人	10人			

開催年度	開催月日	5月31日	11月22日	12月20日	3月27日	平均出席率
令和 5（2023）年度	理事	11人	11人	11人	11人	100%
	出席理事	11人	11人	11人	11人	

本法人では機動的な意思決定のために、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」により、理事長を補佐する理事として副理事長を置くとともに、必要に応じて専務理事及び常務理事を置くことができている。

理事長の命を受けて財務に関する業務を担当する理事（財務担当）や教育改革等大学の戦略企画業務を担当する理事（戦略企画担当）も選任しており、次の【図 5-2-1】のとおり法人運営強化のための体制が整備されている。

【図 5-2-1】 法人運営強化体制



「常任理事会」は原則として毎月 1 回開催しており、次の (1) から (3) に掲げる事項について審議・決定している。

- (1) 理事会及び評議員会に付議する事項
- (2) 日常的な管理運営事項に関して、理事長が特に必要があると認める事項
- (3) 重要かつ緊急の事態に関して、理事長が特に必要があると認める事項

常任理事会は、理事長、副理事長及び学長のほか、理事長が認める理事及び評議員で構成されており、案件により事務局の関係職員も出席している。

「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」により、理事会決定事項のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任できるようにするとともに当該委任業務を実効性のあるものとするため、前述（基準項目 4-1-①）した「学長会」を設置している。学長会では、大学の運営に際し、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸問題に柔軟かつ迅速に対応している。

法人部門では、「学校法人東北芸術工科大学戦略会議設置規程」を定め、法人の事業計画や予算のほか大学の経営に関する重要事項の検討を行うための諮問機関として、理事長の下に「戦略会議」を置き、理事長、副理事長及び理事並びに事務局の役職者が毎週 1 回集まり、意見交換を行っている。事務局の役職者による「課長会議」も毎週 1 回開催しており、事務レベルでの戦略的検討課題に関する協議や各種連絡調整、戦略会議や学長会での協議結果の伝達等を行い、日常業務の円滑化を図っている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

戦略的意思決定のための体制は、「常任理事会」の下で法人部門と教学部門が連携しながら機動力を発揮している。その実効性を一層高めていくため、決定事項においては学内における迅速かつ適切な情報伝達に努める。具体的には、学内ポータルサイト（NETBUS）の一斉送信機能を適宜活用するほか、課長会議及び代表教授会といった学内会議を通じての伝達、年 2 回定期的に行っている教職員総会での伝達など、重要度や緊急度を踏まえ適切な伝達方法を組み合わせる。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会においては、学長が「寄附行為」第 6 条第 1 項第 1 号の理事として経営組織の意思決定に参画し、教学部門の最高責任者としての立場から意見を述べることで、教学の観点も十分踏まえた審議を行っている。

常任理事会では「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第 9 条において、学長会では「学長会設置規程」第 4 条において、必要に応じて関係教職員等を出席させ、意見を述べさせることができるものとしており、理事・教員・職員相互の意思疎通が図られ、法人部門と教学部門の密接なコミュニケーションのもとで意思決定が行われている。

年度当初及び後期開始時において年 2 回開催する定例の「教職員総会」では、教職員全員で法人及び大学の基本方針、重要事項の共有を行っている。

教職員個々からの提案を吸い上げる仕組みについて、教員は「学科会議」において検討課題に関する協議や提案を行っており、必要に応じて「代表教授会」や「学長会」で意見交換が行われる。職員は職員人事給与制度の運用において実施している課長との「定期面談」の場で提案や意見の聴取を行っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の結節点の役割を果たしている「学長会」に代表されるように、管理運営機関は法人と大学は実質的に一体的な管理運営体制の下で機能している。よって、日常的な業務執行については、常に両者の相互チェックを図りながら、ガバナンスの機能性を確保している。

監事は「寄附行為」第 5 条により 3 人が選任されており、教職員または評議員を兼務している監事はいない。「寄附行為」第 14 条によりこの法人の業務及び財産の状況を監査することとされているほか、監事監査規程に基づき理事会及び評議員会に出席するほか、入学式や卒業式等の重要行事にも出席のうえ、様々な視点から監査業務を行っている。

監事は毎月 1 回開催される「常任理事会」に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づく監査を実施しており、日常業務の意思決定において適切な進言がなされている。令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけて、理事会・評議員会への監事の出席状況は、次の【表 5-3-1】のとおりである。

【表 5-3-1】理事会・評議員会への監事出席状況

開催年度	開催月日	5月26日	11月24日	12月23日	3月23日	平均出席率
令和3(2021)年度	監事現員	3人	3人	3人	3人	75.0%
	出席監事	2人	2人	3人	3人	

開催年度	開催月日	5月25日	3月2日	平均出席率
令和4(2022)年度	監事現員	3人	3人	83.3%
	出席監事	2人	3人	

開催年度	開催月日	5月31日	11月22日	12月20日	3月27日	平均出席率
令和5(2023)年度	監事現員	3人	3人	3人	3人	91.7%
	出席監事	3人	3人	3人	2人	

監事は、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査のうえ、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会にて監査の結果報告を行っている。また「内部監査規程」に基づき、理事長の下に「内部監査室」が設置されており、毎年度、法令及び本学諸規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査を行っている。

評議員会は「寄附行為」の規定に基づき運営されており、評議員の寄附行為選任条項、定員、選任方法及び現員は、次の【表 5-3-2】のとおりである。

【表 5-3-2】評議員の寄附行為選任条項・定員・選任方法・現員

令和6(2024)年5月1日現在

	寄附行為選任条項	定員：19人以上25人以内	選任方法	現員
評議員	第21条第1項第1号	6人以上8人以内	この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者	7人
	第21条第1項第2号	3人以上4人以内	この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者	4人
	第21条第1項第3号	10人以上13人以内	学識経験者のうちから、理事会において選任した者	12人

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、評議員の評議員会への出席状況は、次の【表 5-3-3】のとおりである。

【表 5-3-3】評議員会への評議員出席状況（委任状出席評議員を含む）

開催年度	開催月日	5月26日	11月24日	3月23日	平均出席率
令和3(2021)年度	評議員現員	25人	25人	25人	88.0%
	出席評議員	21人	25人	20人	

開催年度	開催月日	5月25日	3月22日	平均出席率
令和4(2022)年度	評議員現員	24人	24人	91.7%
	出席評議員	23人	21人	

開催年度	開催月日	5月31日	11月22日	3月27日	平均出席率
令和5(2023)年度	評議員現員	23人	23人	23人	88.4%
	出席評議員	22人	19人	20人	

令和5(2023)年度は計3回の評議員会を開催し、「寄附行為」第19条に基づき評議員会への諮問事項について審議を行っている。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

理事会のほか常任理事会及び学長会等を設置することにより法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られている。また、理事会及び評議員会の運営は法令に準拠して行われており、相互チェック機能をはたしている。なお、令和4(2022)年度に受審した認証評価において改善を要することとされた、決算及び事業報告の取扱いについては、令和5(2023)年度の理事会及び評議員会から指摘に基づき改善を図っている。

また、監事監査規程及び監査計画に基づく計画的な監査を引き続き実施するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室との連携を図りながら監査機能の強化に努め、適切な内部統制機能を確保する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人の財務状況については、入学定員が安定して充足していることから、基本金組入前当年度収支差額は、平成21(2009)年度から令和5(2023)年度まで、当年度収支差額は、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までプラスで推移しており、単年度の収支は堅調に推移している。

平成30(2018)から5年間の財務計画は、運用資産の充実を目標としたもので、当初の計画より早く目標を達成できている。令和5(2023)年度からの財務計画については、法人の中期計画と期間を合わせるため、令和5(2023)年度から2年間の計画とした。長期的な支払能力を強化するため積立率を全国平均まで引き上げることを目標としたもので、令和5(2023)度は計画通りに減価償却引当特定資産への繰り入れを行った。

また、開学から30年以上経過し、老朽化が進んでいる施設、設備の更新を行いながら、教育内容を充実させ他大学との差別化を図るための財源を確保するため、令和7年度入学者より6学科について授業料の改定を行うことを決定した。

予算編成のプロセスは、事務局長より提示される方針に基づき、各課長が単年度の「事

業計画」と「予算」を併せて作成し、理事（財務担当）、事務局長及び戦略企画部門長とのヒアリングを実施している。その結果を集計し、教育活動の収支差額、経常収支差額、基本金組入前収支差額がプラスになるよう予算編成を行っている。編成された予算は、評議員会に諮問し、理事会にて最終決定している。

計画に基づく財務運営を実施するため、予算執行決裁区分に基づき、10万円以上の支出については原則相見積もりを行うこととし、科目の変更が必要な場合は事前に理事（財務担当）の決裁を得るなど厳格な予算執行を徹底している。

結果、各収支差額がプラスで推移している。さらに運用資産余裕比率は令和 5（2023）年度末には 2.5 年、積立率は 72.1%まで改善してきている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立には、安定的な収入の確保と計画的な予算執行が重要である。本学は平成 4（1992）年の開学以降、学部の収容定員を 1,200 人から 2,372 人にするこゝで収入を増加させるとともに、収入の約 8 割を占める学生生徒等納付金を安定的に確保できている。このことにより、基本金組入前当年度収支差額は平成 21（2009）年度から連続してプラスとなっており、収支バランスは確保できている。

安定した財務基盤を維持するためには、資産の運用と外部資金の獲得も重要となる。資産の運用については「学校法人東北芸術工科大学資産運用規程」及び年度当初に理事会にて決定される「資産運用方針」に基づき、発行体リスク、期間リスクを考慮し、満期時の元本毀損リスクを低くするなど元本の確保を最優先し、商品のバランスにも考慮したうえで、安全な運用を行っている。

外部資金の獲得については、「TUAD vision 2024」で「地域の持続可能性に貢献する大学」として地域の課題解決に取り組むことも掲げられており、地域課題解決に関する「受託研究」に力を入れている。コロナ禍の影響で令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度は受託事業収入が減少したものの、令和 5（2023）年度は約 9,000 万円とコロナ禍前の水準に回復してきている。受託研究は外部資金の獲得とともに、学生が社会のリアルな課題に取り組むことができるものとして教育効果も大きい。企業からの寄附講座も充実してきている。

また、文化財保存修復研究センターでは、文化財の分析に不可欠な X 線透視 CT システムや高精細デジタルマイクロスコープを、私立大学等研究設備整備費等補助金や私立学校施設整備費補助金を活用して導入するなど外部資金の獲得に努めている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生募集が順調に推移できていることから、単年度の財務状況は良好であり、令和 5（2023）年度から 2 年間の計画も順調に進んでいる。

今後は、令和 7（2025）年度からの法人の中期計画の見直しと併せて財務計画を作成するとともに、目標どおり達成できるよう引き続き財務基盤の強化をはじめ、予算編成・執

行プロセスにおける厳格な運用や外部資金の獲得拡大に向けても取り組んでいく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人東北芸術工科大学経理規程（以下「経理規程」という）」に基づき適切に行っている。会計処理上の問題点や疑問点については、随時、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行っている。

予算、補正予算及び決算は「経理規程」に基づき、理事会及び評議員会の承認を受けている。決算については、学校教育法施行規則に基づき教育情報の公表とともに「大学公式サイト」上に掲載している。

各部署の予算執行については、予算額を厳守することを徹底している。なお、計画変更の必要がある場合には、変更内容、変更が必要となった理由などを明記した文書にて決裁を得ることとしている。予算の執行に当たっては適切な会計処理方法について周知徹底を図るべく、毎年、年度当初に予算執行に係るルールをまとめた「予算執行ハンドブック」を配布し、正確な処理に努めている。

令和 5（2023）年 10 月よりスタートしたインボイス制度についても、税理士と情報共有しながら、学内関係者向けの説明会を実施するなど制度の正確な理解を推し進め、適切に対応できている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき、公認会計士による監査が往査を通して厳正に実施されている。

また、公認会計士及び監事並びに内部監査室による「三様監査」体制を整備しており、期首には、公認会計士と理事等とのディスカッション及び監事とのコミュニケーション、期中には内部監査室とのコミュニケーション、期末には監事とのコミュニケーションの機会を設けて、厳正な監査を実施している。

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、業務の監査及び財産の状況の監査を行い、その結果を理事会で報告している。年間を通じて常任理事会、理事会及び評議員会へ出席することにより、本学の現状について正確に把握できるようになっている。「内部監査室」では、監査計画を基に年度ごとに監査を行い、監査結果を理事長に報告している。

また、公認会計士、監事及び内部監査室による「三様監査」体制を整備し、厳正な監査

を実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準を順守し適正な会計処理を実施するため、「予算執行ハンドブック」を毎年更新し、新規採用教職員に対し「予算執行ハンドブック」を基に研修を行うなどルールの徹底に努めているが、法改正や誤りの多い内容について徹底すべく更にわかりやすい内容に更新を図っていく。計算書類の基礎となる取引が適切に行われるよう不明な点は会計士に確認しながら適切な処理を徹底していく。また、令和 7（2025）年度の予算より新会計基準での対応が必要となることから、遅滞なく対応できるよう準備を進めていく。

【基準 5 の自己評価】

昨年度の改善事項とされていた、評議員会に対する決算及び事業の実績に関する意見聴取の取扱いは、令和 4（2022）年度決算から寄附行為の規定に基づく適正な手続で行うように改善を図った。

法人及び大学とも法令を遵守し適正な組織運営を行っており、学校法人の最高意思決定機関である「理事会」も寄附行為等の規定に従って適正に運営されている。また、「評議員会」や「監事」も適切に機能しており、各運営機関の相互チェックによるガバナンスと内部統制が有効に機能している。

財務計画に基づいた財務運営を行っており、入学定員が安定して充足していること、予算厳守が浸透していることなどから、収支のバランスも保たれている。経常的な支出に対する運用資産（運用資産余裕比率）は全国平均以上に改善されている。開学より 30 年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、次の中期計画では長期的に必要な資金（積立率）を充実させていく。また、令和 7（2025）年度からの新会計基準に対応する準備を進めていく。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

令和 4（2022）年度の認証評価受審を経て、令和 5（2023）年 9 月に「東北芸術工科大学自己点検・評価に関する規程」（以下「自己点検・評価に関する規程」という）を改正し、全学的な内部質保証の推進を行うための統括組織として、常任理事会の下に「自己点検・評価委員会」を置き、本学の自己点検・評価をより組織的かつ効果的に実施することとした。

「自己点検・評価に関する規程」の改正により、全学的な内部質保証についての有効性を検証するのが「自己点検・評価委員会」、教学面における内部質保証の責任を担うのが「学長会」、経営・財務面における内部質保証の責任を担うのが「戦略会議」であることが明確化された。

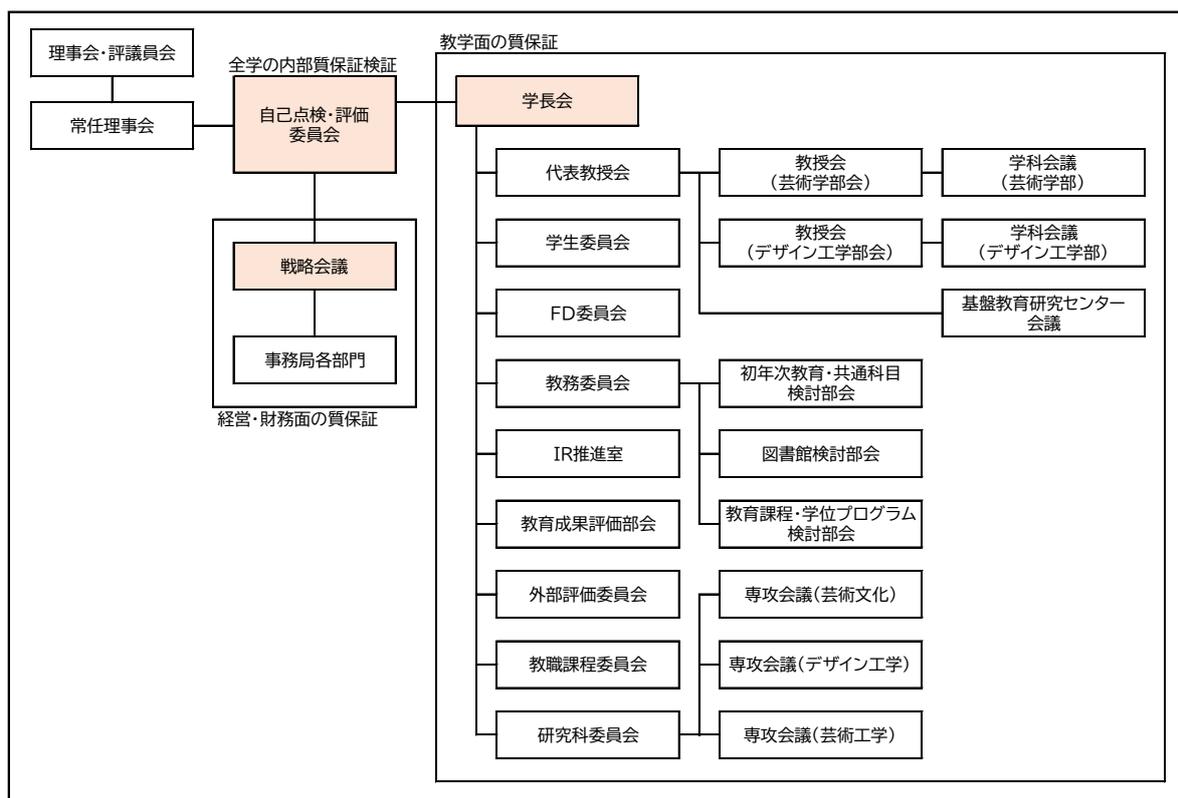
「自己点検・評価委員会」の構成員についても認証評価受審時の対応体制に即して見直し、「理事長、副学長、研究科長、学部長、基盤教育研究センター長、事務局長、学内理事及び理事・事務局職員のうち学長が指名する者」と改正された。

教学に関する具体的施策の審議機関としては、「学長会」の下に、①「東北芸術工科大学教務委員会規程」に基づき、全学的な教育課程の策定や検証、授業評価などに関して審議する「教務委員会」、②「東北芸術工科大学 FD 委員会規程」に基づき、教員の能力開発や授業方法の改善などを推進する「FD 委員会」、③「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」に基づき、教育の成果や学生の学修動向に関する各種情報の収集や分析を通じて大学の将来構想や戦略の策定及び意思決定等における支援を行う「IR 推進室」の 3 つの委員会等を置いている。

各委員会等で審議した事項については、「学長会」へ報告し、改善を要する事項は各組織の責任者に通知し、改善を求めている。「学長会」での審議結果は、必要に応じて「理事会」及び「常任理事会」へ報告し、情報共有を図っている。

内部質保証の全学的な組織体制を示す図は【図 6-1-1】のとおりである。

【図 6-1-1】 内部質保証 全学的組織体制図



(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5 (2023) 年度の「自己点検・評価に関する規程」の改正及び「戦略会議設置規程」の新規制定により、内部質保証推進の責任体制が改めて明確になった。自己点検・評価委員会は、内部質保証の推進状況の検証を行う機関として、令和 4 (2022) 年度の認証評価受審による知見や、令和 7 (2025) 年からの認証評価機構による新しい評価基準項目等も参考にしながら、教学面及び経営・財務面における質保証の PDCA サイクルの推進状況を確認し、当該委員会の活動自体をも含め、継続的に機能性を検証していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

全学的な自己点検・評価については、これまで独自の項目で実施していた点検・評価方法及び基準項目等を見直し、日本高等教育評価機構の定める基準に合わせた点検・評価を実施することとした。改正後の「自己点検・評価に関する規程」に基づき、令和 5 (2023) 年 10 月から自己点検・評価を実施、令和 6 (2024) 年 1 月に自己点検・評価委員会開催、

学長会と戦略会議の審議を経て、2月の常任理事会において令和4（2022）年度事業の点検評価結果を報告した。

教学面における自己点検・評価として、学部の各学科・コース及び大学院の各専攻へ、前年度の教育実績を自己点検・評価する「教育実績成果年次報告書」の提出を求めている。また、毎年10月、学科長及び専攻長に対して前年度の「教育実績成果年次報告書」に基づく次年度の「教育計画」の作成を義務付けている。「教育計画」設定の際には、学科・コース・専攻ごとに授業満足度や授業評価などの数値一覧や、全開講科目・クラス別の学科・コースの学年別履修者数や単位取得状況、GPA分布などの資料が提供され、これらの客観的資料を基に学科長または専攻長は、学部長または研究科長へ現状報告を行う。

学科長または専攻長から提出された「教育実績成果年次報告書」及び「教育計画」に基づき、学部長または研究科長がヒアリングを実施し、ヒアリング結果は「学長会」にて報告・審議される。審議後の改善・指摘事項がフィードバックされ、次年度の「教育計画」が確定し、これを基に次年度の諸活動が推進される。

外部評価の一環として、令和3（2021）年度より、姉妹校である京都芸術大学との交流協定に基づき、「外部評価委員会」において教育活動の相互評価を実施している。外部評価委員は、京都芸術大学の「教務部長」、「学科長」に加え、教育研究の立場から「他大学の教育学者」、卒業生を受け入れる企業の立場から「産業界からのアドバイザー」で構成されている。「外部評価委員会」では、評価基準項目別に詳細な審議が行われ、各評価委員から客観的な視点での確かな評価とともに改善に向けた適切なアドバイスが受けられる仕組みが整備されている。審議結果は「学長会」へ報告され、全学部・学科・専攻で共有、改善が必要と判断される学科・コース・専攻へ丁寧にフィードバックしている。なお、令和5（2023）年度は、大学院、デザイン工学部建築・環境デザイン学科、企画構想学科を対象に相互評価を実施した。

経営・財務面の自己点検・評価として、事務局各部門においては、建学の理念・ビジョン（中期計画）に基づく「事業計画」及び「事業報告」により、年度ごとに点検・評価を行っている。年度「事務局重点課題」に沿って策定された「事業計画」の実行状況は、毎年12月時点で一度点検・評価した後、年度末に最終的な点検・評価を行う。この結果は「事業報告」として「戦略会議」に報告・審議され、翌年5月に開催される「理事会」及び「評議員会」にて報告するとともに、大学公式サイトを通じて公表している。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

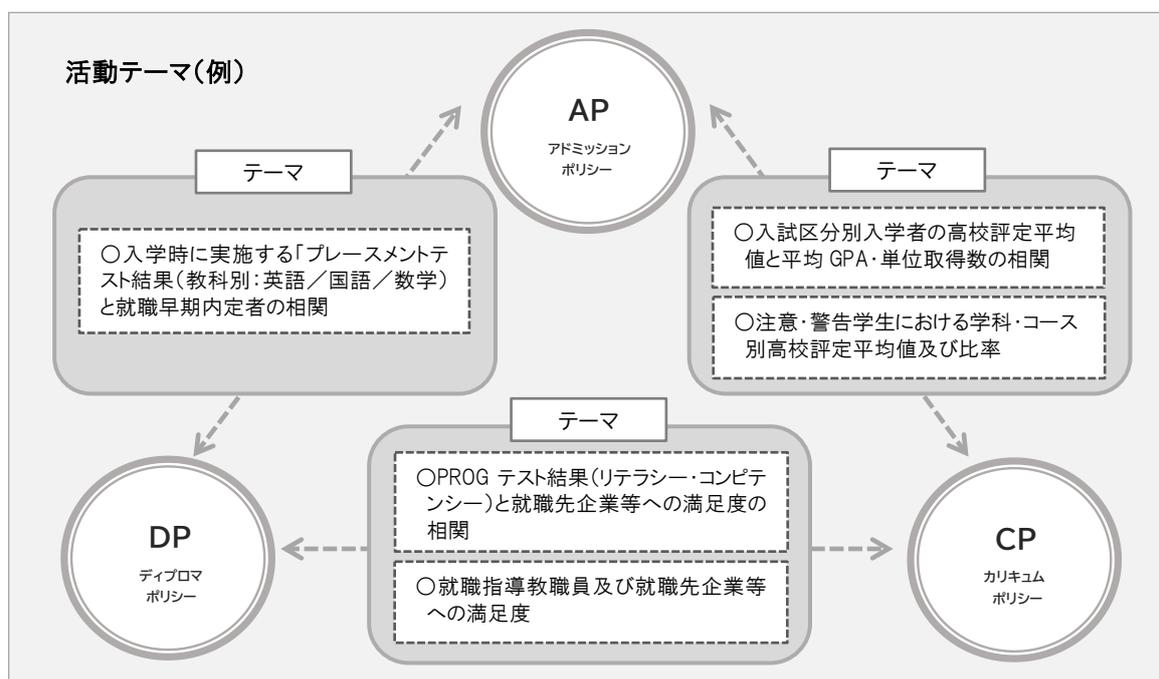
内部質保証推進のためのIR (Institutional Research) の活用については、「東北芸術工科大学インスティテューショナル・リサーチ推進室設置規程」第3条にて「IR推進室」の業務を次のとおり規定し、各種情報収集や調査等を実施している。

- (1) 教育の成果及び学生の学修動向に関する情報の収集・分析・検証
- (2) 情報の提供、分析による経営戦略策定及び意思決定の支援
- (3) 学内組織の活動状況に関する評価のための支援
- (4) 学内におけるデータ及び情報の普及活動並びにデータ分析報告の支援

- (5) 自己点検・評価活動の支援及びそれに必要な情報の提供
- (6) IR 担当教職員の IR の企画や実施方法に関する定期的な研修会への派遣
- (7) その他 IR 推進室の目的を達成するために必要と認める業務

「IR 推進室」を統括する IR 推進室長の下、事務局長をはじめ教務部長や就職部長、また三つのポリシーに関わる事務局の課長、教学 2 課の職員らが集まり、月 1 回の頻度で「IR 推進室会議」を開催している。会議では活動テーマ【図 6-2-1】に対して整理・統合された各種データや調査結果を基に分析や検証を行っている。

【図 6-2-1】「IR 推進室会議」活動テーマ



令和 5 (2023) 年度は、「IR 推進室会議」を 10 回開催した。各回の検討項目は以下【表 6-2-2】のとおりである。議論された検討項目のうち次の (1) から (3) の分析・検証結果については、「学長会」及び「代表教授会」で報告を行っている。

- (1) 2023 年 5 月学修成果等アンケートについて
(2023 年 6 月 7 日 学長会、2023 年 6 月 21 日 代表教授会)
- (2) 2023 年卒業見込生の 6 月末内定率とその要因
(2023 年 8 月 23 日 学長会、2023 年 8 月 30 日 代表教授会)
- (3) PROG 結果を用いた本学ディプロマ・ポリシーの学生修得の評価
(2024 年 2 月 7 日 代表教授会)

【表 6-2-2】2023 年度「IR 推進室会議」検討項目

回	開催日	検討項目
1	2023/4/19	2022 年度学修成果調査アンケート 学生生活アンケートの仮説の分析

2	2023/5/24	2022 年度学修成果調査アンケート 学生生活アンケートからみる学生の経済問題
3	2023/6/28	新入生と Chat-GPT 2023 年 3 月卒業生の進路に向けた活動と結果
4	2023/8/1	2024 年 3 月卒業見込み学生の就活状況と内定要因
5	2023/9/26	2023 年入学生の履修状況・能力について 2023 年 3 月卒業生・2024 年 3 月卒業見込み学生の内定要因
6	2023/10/25	スコラ手帳の導入効果の計測 出願者数将来予測についての方針 「成績不振の判定」についての検証
7	2023/12/6	「成績不振の判定」についての検証・PROG 3 学年 3 年間の分析
8	2024/1/24	2019 年入学者のガイダンス出席インターンシップ参加と就活効果 PROG 結果からの本学ディプロマ・ポリシー要素別能力の学生修得状況
9	2024/2/28	2023 年度後期成績と学生の成長・学生の世代間の変化 PROG 結果から本学ディプロマ・ポリシー要素別能力の関係
10	2024/3/27	2023 年度学修成果アンケート・学生生活アンケートからみえる学生像

また、学修成果の可視化のために、外部アセスメントテストの一つである「PROG テスト」を令和元（2019）年度から本格的に導入している。「PROG テスト」は専攻・専門に関わらず、社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（＝ジェネリックスキル）を、リテラシーとコンピテンシーの二つの観点から測定し、学生自身の現状を客観的に把握することができるアセスメントテストであり、学部 1 年生及び 3 年生を対象に毎年度実施、「PROG テスト」の結果を基に「FD 研修会」を開催し、各学科・コースで取り組むべき課題を各教員から聴取している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に自己点検・評価方法及び体制の見直しを行ったことで、自己点検・評価活動の基盤が整備され、基準項目毎の改善・向上方策が明確になった。令和 6（2024）年度以降は、令和 5（2023）年度の活動経験を活かして、より早い時期に評価・点検を開始し、外部への公表ができるようなサイクルとして定着させる。

京都芸術大学との相互評価は、令和 4（2022）年度から複数学科を対象に実施し、両大学の点検・評価と教育の質の保証を推進させるため、今後もすべての学部・学科及び大学院を対象に、順次実施する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

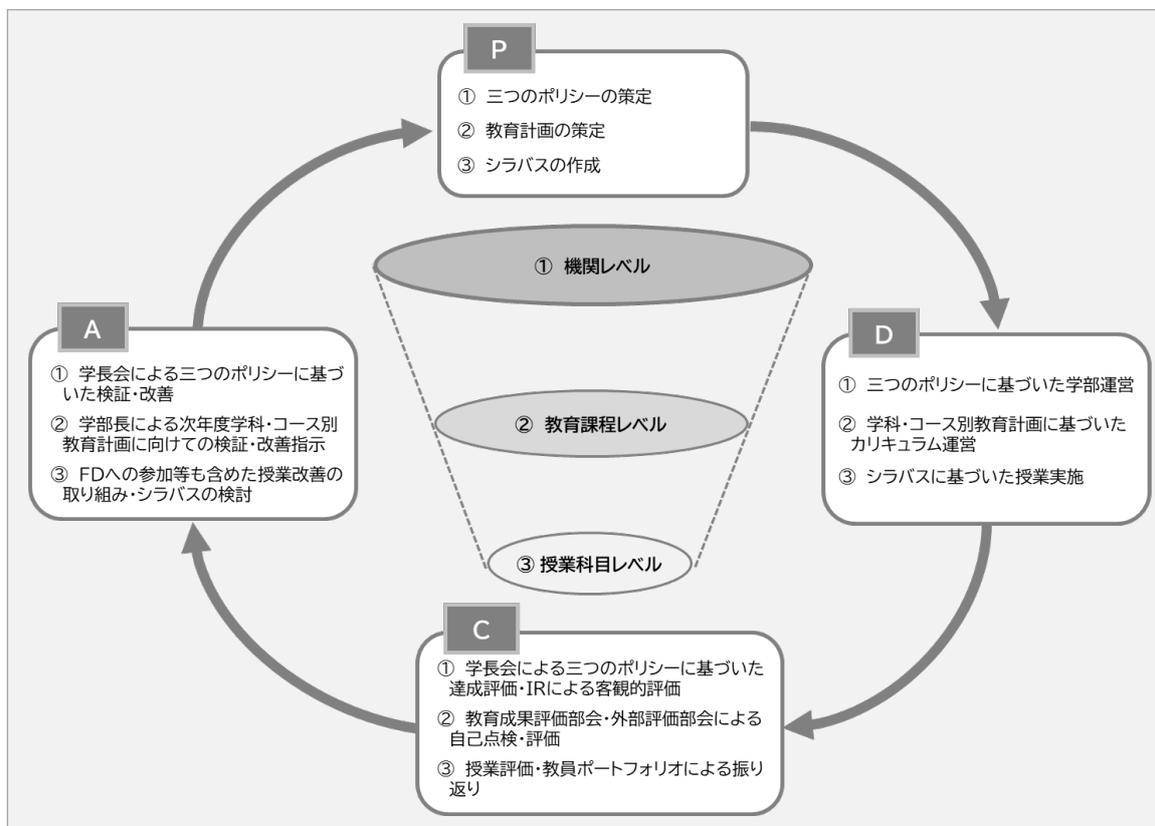
(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした教育の質保証においては、①機関レベル ②教育課程レベル ③授業科目レベル の 3 つのレベルによって PDCA サイクルを推進している。各レベルにおける具体的な PDCA サイクルの内容は、次の【図 6-3-1】のとおりである。

- ① 機関レベル…三つのポリシーの策定→三つのポリシーに基づいた学部運営→「学長会」による三つのポリシーに基づいた達成評価、IR による客観的評価→「学長会」による三つのポリシーに基づいた検証・改善
- ② 教育課程レベル…教育計画の策定→学科・コース・専攻別教育計画に基づいたカリキュラム運営→教育成果評価部会、外部評価委員会による自己点検・評価→学部長・研究科長による次年度教育計画の検証・改善指示
- ③ 授業科目レベル…シラバスの作成→シラバスに基づいた授業実施→授業評価・教員ポートフォリオによる振り返り→FD 参加等も含めた授業改善の取り組み・シラバスの検討

【図 6-3-1】 3 つのレベルでの PDCA サイクルイメージ



管理運営面においては、6-2-①で述べたとおり、建学の理念・ビジョン（中期計画）に基づく「事務局重点課題」に沿った「事業計画」、年度末の点検・評価を経た「事業報告」に

より、PDCA サイクルの推進を実施している。自己点検・評価の結果や、理事会等における決定事項は、事務局各部門に速やかに共有され、大学運営に活かされている。

これらの教育の質保証及び管理運営面における PDCA サイクルによって、学部、学科及び研究科と大学全体の内部質保証の機能性を向上させている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、三つのポリシーを起点とする教育面の質保証と、中期計画に基づく管理運営面の質保証の両輪により、大学の内部質保証における PDCA サイクルを推進する。この過程において、現状の自己点検・評価活動の有効性や効率性の検証を行いながら、随時、組織体制の見直しや点検・評価方法の改善を実施する。

また、学生や保護者、卒業生を含めた大学関係者及び地域社会の理解を得るため、これらの改善活動の内容やその結果を、引き続き積極的に公表していく。

【基準 6 の自己評価】

自己点検・評価委員会を中心に、三つのポリシーを起点とした内部質保証について組織的に取り組んでいる。経営・財務面では、事務局各部門が「事業計画」及び「事業報告」に基づく PDCA サイクルを推進し、戦略会議がその責任を担っている。教学面では、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの 3 つのレベルにおける PDCA サイクル推進において「学長会」が責任を担っている。また、教育成果評価部会による教育活動評価や、外部評価委員会による外部評価、「IR 推進室」による教育支援のための分析データ共有等の活動も含め、多面的な視点による点検・評価を通じて、内部質保証を充実させている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念に基づいた大学シーズの地域還元

A-1. 地域社会との連携及び地域貢献の具体的な取り組み

A-1-① 産学官連携の推進

A-1-② 探究型教育への社会実践

A-1-③ 地域振興「みちのおくの芸術祭 山形ビエンナーレ」の開催

(1) A-1 の自己判定

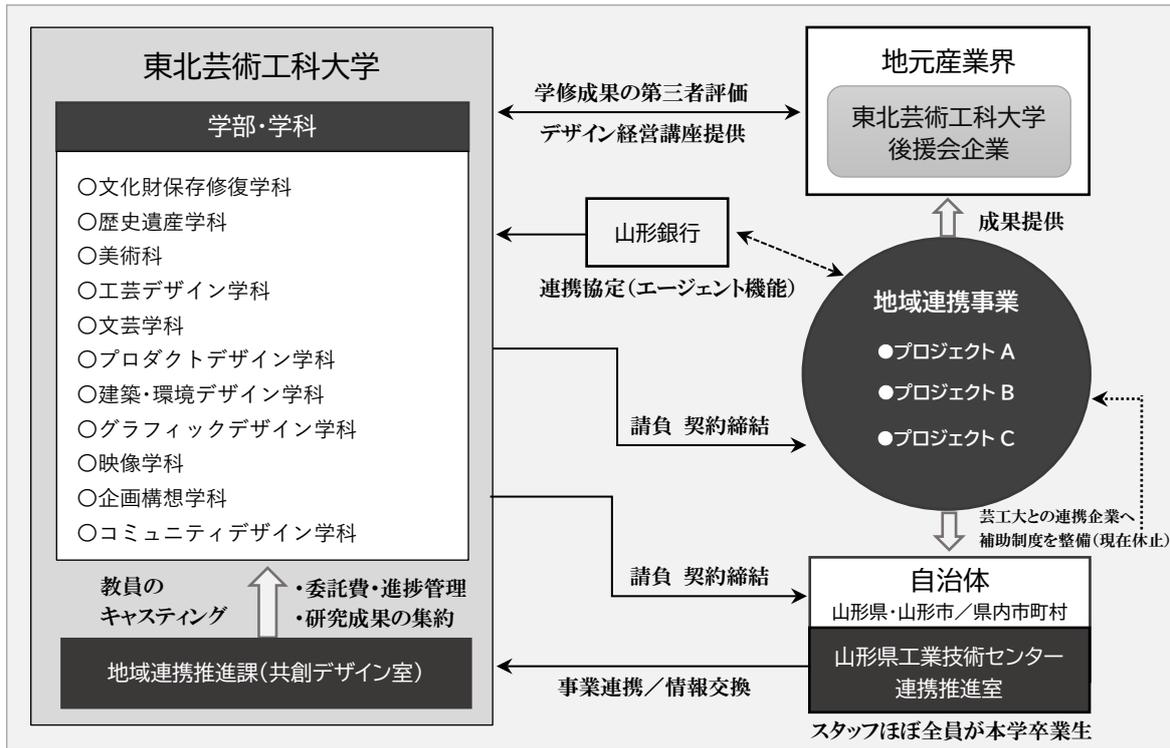
基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 産学官連携の推進

本学では、地域における産官学連携のエコシステム（生態系）が次の【図 A-1-1】のとおり確立されており、双方にメリットがある関係が構築されていることで持続可能性が担保されている。そのうえで自学の特色を活かし、地域の課題にコミットしている。

【図 A-1-1】産学官連携の芸工大エコシステム



平成 27 (2015) 年度大学機関別認証評価「自己点検評価書」で、産学連携事業の「改善・向上方策 (将来計画)」において、「(公設民営の大学として) 地域との情報交換の場を増やして多方面からの声を吸い上げる仕組みの形成を推進するとともに、これまでの産学連携活動及び社会貢献活動に加え、本来の芸術・デザイン教育を通じて地域社会との連携・交流を推進することにより…」と記載した。

この将来計画どおり、①多方面から声を吸い上げる仕組みの形成 ②産学官連携活動を正課・正課外の教育プログラムとして行うこと一が常態化されており、「多方面から声を吸い上げる仕組みの形成」は、このエコシステムに取り込まれている。

「東北芸術工科大学後援会（以下「大学後援会」という）」組織は、平成 27（2015）年 1 月に発足した。「大学後援会」には、令和 5 年度末時点で、会費制ながら県内外 271 社（県内 265 社・県外 6 社）の企業が入会しており、地元産業界からのニーズを直接把握し、大学のシーズをマッチングする体制が整備されている。大学後援会役員らとは、本学の学修成果等に関する意見交換会（地学連携懇話会）が年 2 回開催されており、教育成果の外部評価機関としても機能している。

地元金融機関とは協定を結び、地元企業との産学連携機会の橋渡しがシステム化されている。地銀各支店の営業部門が企業の経営課題を把握し、本学のシーズが求められる場合には、本店営業支援部に情報が集約された後に大学へ連絡が入る。企業との会議が年間 5 件から 10 件セッティングされており、伴走型の支援が行われている。

「芸術・デザイン教育を通じた地域社会との連携・交流の推進」についても、演習科目で自治体や企業のリアルな課題解決をテーマとして扱っており、学生は中間・最終発表の場面でクライアントの講評を直接受けることになる。「共創デザイン室」が委託契約を締結した「産学官連携事業」の件数は、次の【表 A-1-1】に示したとおりである。令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 カ年の受託研究業務件数は平均で 60 件、その内学生が参画した業務件数は平均で 57.3 件にまで及んでおり、全体の 95.5%の案件に学生が参画している。

【表 A-1-1】共創デザイン室 受託研究業務件数等

年度	受託研究業務件数	学生参画業務件数	学生参画業務割合
令和 3（2021）年度	62 件	57 件	91.9%
令和 4（2022）年度	57 件	55 件	96.5%
令和 5（2023）年度	61 件	60 件	98.3%
3 カ年平均	60 件	57.3 件	95.5%

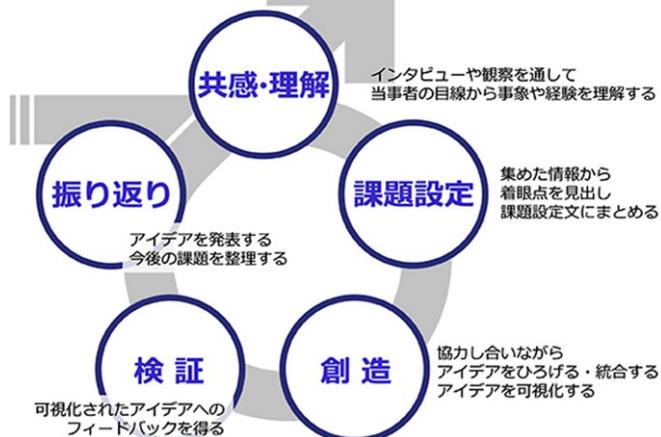
A-1-② 探究型教育への社会実践

本学では、山形県内の中学校・高等学校と協働し、各校独自の「探究型学習」の実践に向けた本学教員による連携授業を行い、現代社会が抱える様々な課題を解決できる若者の育成に取り組んでいる。

前述（基準項目 1-1-④）したとおり、これまで「2つのソウゾウリョク（想像力・創造力）」と「デザイン思考」を教育の軸として、社会が抱える様々な課題を見出し、解決できる若者を育ててきた。これらの力は、探究型学習を通して育む力と大きく重なると捉え、「デザイン思考」を「探究的な学び」に活用し、中等教育機関における「主体的・対話的で深い学び」の深化に向けて活動している。【図 A-1-2】

【図 A-1-2】 デザイン思考を活用した探究的な学び

デザイン思考を活用した探究的な学び 5つの活動



山形県教育委員会との連携協定も締結し、下表の中等教育機関と各校独自の探究型学習の実践に向けた連携授業を行っている。

【表 A-1-2】 地元中等教育機関との具体的連携活動内容

連携協定締結年度	中等教育機関	連携活動内容（予定含む）
平成 28（2016）年度	山形県立 東桜学館中学校	山形県内初の中高一貫教育校で、総合的な学習の時間「未来創造プロジェクト」で、デザイン思考を取り入れたカリキュラムの協働開発を進めている。
平成 29（2017）年度	山形県立 山形東高等学校	「山東探究塾」における探究授業の共同実施、校内課題研究発表会での助言等を行っている。
平成 30（2018）年度	山形県立 山形西高等学校	総合的な探究の時間での授業連携や、研究発表会での助言、教員研修会などを行っている。
令和 3（2021）年度	山形県立 山形北高等学校	探究型学習で重視される「課題発見・解決力」に必要な姿勢・プロセス・スキルを学ぶための研修や体験授業の実施、本学のプログラム開発に生徒が参加することなどを計画している。

【図 A-1-3】 「デザイン思考」を活用した探究型学習の様子



東桜学館中学校「未来創造プロジェクト」



山形東高等学校「山東探究塾」

「デザイン思考」を活用した探究型学習に関する相談窓口も開設し、カリキュラムの検討や授業の具体的な試行などについて質問や相談も受け付けている。

探究型学習においては、全国の教育関係者や高校生を対象とした活動も展開している。教育現場で導入が進む「主体的・対話的で深い学び」や「探究型学習」、またこれらの「新しい学びが何のためにあるのか」といった、その本質や時代に沿った学びの形を考える「探究型学習研究大会」を定期的に開催している。参加者は実践スキルの獲得や、他地域・他校との情報交換などの研修機会として活用している。令和5(2023)年度の大会は、10月に対面とオンラインの併用にて開催し、234名の参加があった。

【図 A-1-4】「探究型学習研究大会」の様相



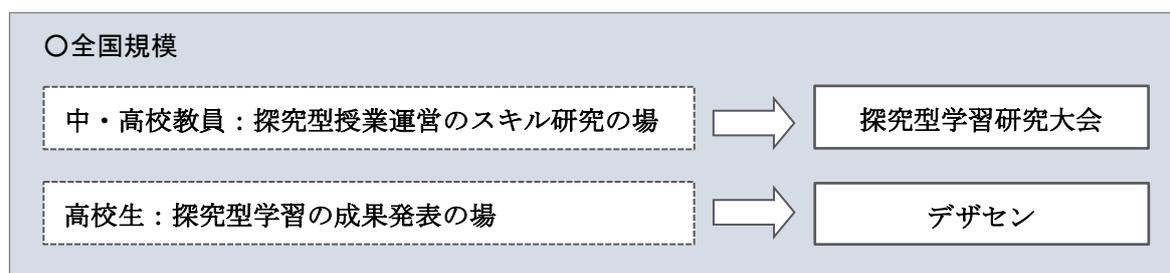
また、本学が平成6(1994)年から29年間にわたり毎年開催している「全国高等学校デザイン選手権大会(通称:デザセン)」は、探究型学習の成果発表の全国大会である。全国の高校生を対象に「社会を良くするため」の企画・アイデアを募集し、毎年1,000件前後の応募がある。現在は、決勝大会で発表を行った生徒が高校教諭となり、指導者として「デザセン」に参加している。令和3(2021)年度からはオンラインにて決勝大会を開催し「ニコニコ生放送」にて生中継されている。令和5(2023)年度は10,000名を超える視聴数があった。

【図 A-1-5】「デザセン」決勝大会の様相(左:2019年度 / 右:2021年度)



以上のことから、全国における中学校・高等学校教員の探究型授業運営のスキル研究の場と、高校生の探究型学習の成果発表の場を、下図のように整理している。

【図 A-1-6】 探究型授業運営の研究・探究型学習の成果発表の場



A-1-③ 地域振興「みちのおくの芸術祭 山形ビエンナーレ」の開催

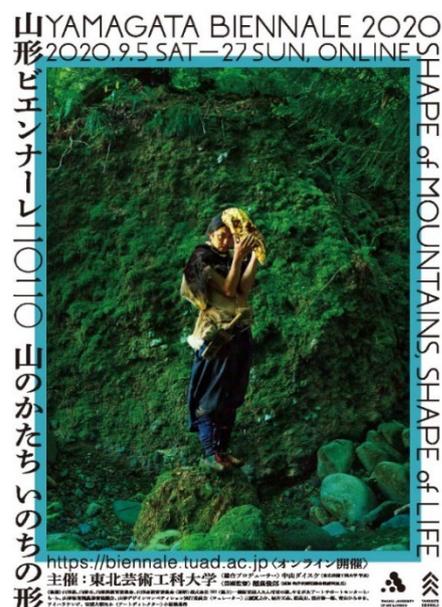
地域芸術祭とは、主催する各自治体が、観光、地域おこしの目的で 6 億円から 10 億円規模の事業費を投じる現代アートフェスティバルであるが、本学が主催する地域の芸術祭「山形ビエンナーレ」は、それらとは一線を画することで、国内アートシーンからは無視できない存在となっている。

ビエンナーレは ①学生の成長機会の創出 ②アートシーンにおける本学の知覚価値の向上 ③市民生活の質への影響 — を目的としており、来場者数を KPI (Key Performance Indicator) として扱ってはいない。よって週末のみの開催とし、入場も無料としている。

一部展示の閉鎖問題、財政的理由による中止など、自治体が事業費を負担する芸術祭の問題が浮き彫りとなっている昨今、山形ビエンナーレは、持続可能性の高い地方芸術祭のモデルとなっている。コロナ禍の令和 2 (2020) 年度は、全プログラムをオンラインで「山形」から発信するという先駆的な取り組みが注目を集め、延べ 11 万人が視聴した。

令和 4 (2022) 年度の開催ではウィズコロナの観点からリアル開催を基本としつつ配信プログラムも設定し 12 日間開催した。学生サポーターは正課授業として過去最多の 298 名が関わり、学長はじめ各ディレクター教員が指導にあたった。延べ来場者数は 71,419 名に達した。

【図 A-1-7】 オンライン開催となった山形ビエンナーレの配信会場風景・ポスター



(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

産学連携事業で、ビジネス的成功（売上・新規販路開拓等）を収めた事例をみていくと、ある共通項がみられる。それは ①現役のクリエイターでもある教員が所属学科の枠を超えて連携し、②製品・サービスのコンセプト開発の初期段階から関わり、③潜在ニーズの発見、デザイン思考によるアジャイル型開発からブランディングまで、企業活動の川上から川下へ一気通貫の課題解決を行うこと一であり、マーケットインのアウトプットを可能としている点にある。

こうした手法を産学連携教育に取り入れ推進していくためには、産学案件の質と量、パートナーの確保、そして本学の教育研究シーズの地域理解を促進する必要がある。これまでも事案提供のあった銀行営業マンの協力体制を強化し、学外広報マンを活用した案件拡充を展開していく。

「デザイン思考を活用した探究型学習プログラム」と「全国高等学校デザイン選手権」共に、教育波及効果の高いコンテンツとして学校教員、行政、NPO など教育関係者からは一定の評価はあるものの、裾野の広がりや頭打ちになってきた。その要因は、探究型学習授業が軌道に乗り始め、学校教員からのニーズに変化が現れたこと、本研究大会やデザイン選手権と類似した研修会やコンペの台頭が要因と推測できる。

今後は、教育現場からの新たなニーズを探るとともに、我々自身が探究型学習の更なる先進事例を開拓していく必要がある。併せて効果的なアピール手段で新規層への拡大を目指す。

令和 6（2024）年に第 6 回を迎える山形ビエンナーレは、地域に無くてはならない存在として昇華させる。単なる街の展覧会ではなく、アートを通じて地域の成り立ちや歴史に触れ、新しい表現に未来を想像するプログラムとしてブラッシュアップする。これまで開催場所としてきた市街地中心エリアから、山形のシンボルである蔵王温泉エリアに場所を移すことで温泉街ならではのアート体験を創り出し、感度の高いひとのみならず一般の市民県民が気軽に参加でき、心身の回復と地域活性化にもつながる唯一無二の芸術祭を目指す。

【基準 A の自己評価】

次の①から③の理由により「建学の理念に基づいた大学シーズの地域還元」について基準を満たしている。

- ① 大学後援会組織を中心とした産学官連携スキームと、教育成果の外部評価システムを構築している。
- ② 探究型学習支援拠点としての機能を拡充し、指導者である学校教諭の研修及び生徒による成果発表の機会創出など、全国的なポジションの確立に繋げている。
- ③ 大学が自ら芸術祭を主催し、学生の教育効果と市民参加を両立しているほか、地域振興にも寄与するなど、まちと芸術の魅力を世界に発信している。